



山口市福祉べんり帳



岐阜県山口市

令和7年6月

はじめに

市民の皆様に福祉をより身近に感じ、気軽にいろいろな制度を利用し、安心して生活を送っていただくため、「山口市福祉べんり帳」を作成しました。

この福祉べんり帳は、こどもや障がい者、お年寄りの方々が受けることができる福祉サービスや制度の内容とその利用方法、困ったときの相談方法や相談場所等について説明していますので、ぜひご活用ください。

なお、これらの福祉サービスを利用する人の世帯状況や収入状況等によっては、受けられるサービスが異なる場合もありますので、利用を希望される場合は、各項目の問合先にご相談くださるようお願いいたします。

また、この福祉べんり帳において、法律用語等を除いて「障害」は「障がい」と記述していますのでご了承ください。

山口市福祉事務所長

目 次

1. 福祉のまちづくり・地域福祉

(1) 山県市地域福祉推進計画等	5
(2) 山県市地域福祉活動計画	5
(3) ボランティア・市民活動支援センター	6
(4) 避難行動要支援者名簿登録事業	6
(5) 個別避難計画情報登録事業	7
(6) 家具等転倒防止器具設置推進助成金交付事業	7
(7) 要援護世帯住宅用火災警報器設置推進助成金交付事業	8
(8) 救急医療情報キット	9
(9) 見守りネットワーク事業	9
(10) 福祉車両貸出	9
(11) 福祉機器貸出	10
(12) 日常生活自立支援事業	10
(13) 福祉避難所	11
(14) 福祉を担う人づくり推進助成事業	12
(15) 山県市成年後見支援センター	12
(16) 美里会館（隣保館）	13
(17) 高等学校入学時学用品購入援助費給付金	13

2. 児童福祉・母子福祉

(1) こども家庭センター	14
(2) 児童手当	14
(3) 児童扶養手当	14
(4) 福祉医療費助成制度	15
(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付	16
(6) 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	16
(7) 高等職業訓練促進給付金等事業	16
(8) ひとり親養育費支援事業	17
(9) 保育園（保育所）・認定こども園	17
(10) 病児・病後児保育事業	20
(11) ファミリー・サポート・センター事業	21
(12) 地域子育て支援拠点事業	22
(13) 利用者支援事業（基本型）	23
(14) 利用者支援事業（こども家庭センター型）	23
(15) 児童厚生施設（児童館）	24
(16) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	25
(17) 山県市ピッコロ療育センター（児童発達支援・放課後等デイサービス施設）	26
(18) 乳幼児教室	26
(19) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）	27

(20) 読み聞かせ教室	28
(21) 児童虐待防止（要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会）	29
(22) 赤ちゃんほほえみ応援金	29
(23) 母と子の健康	30
(24) こどもに関する相談	32
(25) 予防接種	33
■ 年齢別子育てフロー	35

3. 障がい者福祉

(1) 各種手帳	36
(2) 手当・年金等	36
(3) 心身障害者扶養共済制度	37
(4) 福祉医療費助成制度	37
(5) 障がい福祉サービス事業	37
(6) 補装具費の支給	39
(7) 自立支援医療事業	39
(8) 地域生活支援事業	39
(9) 各種助成事業	40
(10) 障がい者設備の整備と利用の案内	41
(11) 難病患者の福祉	41
(12) 身体障がい者福祉協会	41
(13) 障害者相談員	42
(14) 障害者基幹相談支援センター	42
(15) 福祉有償運送事業	43

4. 高齢者福祉

(1) 高齢者の能力活用・社会参加	44
(2) 高齢者の介護予防サービス	44
(3) 高齢者の生活支援サービス	47
(4) 山縣市地域包括支援センター	48
(5) 認知症カフェ	49
(6) 養護老人ホーム	49
(7) 高齢者予防接種	50

5. 生活の福祉

(1) 生活保護	51
(2) 生活福祉資金貸付	51
(3) 生活困窮者自立相談支援	52

6. 介護保険

- (1) 加入対象者 53
- (2) 介護保険サービスを受けるための手続き 53

7. 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 対象者 55
- (2) 対象サービス 55
- (3) 利用までの流れ 55
- (4) 介護保険料の納め方 56
- (5) 転入・転出するとき 56
- (6) 要介護認定者の所得税等の障がい者控除 56

8. 医療費制度

- (1) 福祉医療費助成制度 57
- (2) 後期高齢者医療制度 58

9. 困ったときは

- 各種相談 61

10. 主な公共施設・福祉施設

- 施設一覧 63



1. 福祉のまちづくり・地域福祉

(1) 山県市地域福祉推進計画

山県市地域福祉推進計画策定・推進協議会事務局

《福祉課 電話 22-6837》

※ 山県市地域福祉推進計画ホームページ

<https://www.city.yamagata.gifu.jp/soshiki/fukushi/18885.html>

～支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち～

あなたの近くに子育てに悩んでいるお母さん、お父さんはいませんか？毎日のゴミ出しに困っているお年寄りはいませんか？

お互いのちょっとした支え合いが、安心して生活できる地域づくりにつながります。

山県市は、様々な生活課題の解決方法を考え、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくるため、市民・ボランティア・事業者等の関係者と協働で、第4次山県市地域福祉推進計画（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

あなたができる方法で、福祉のまちづくりにご参加ください。詳細は、山県市ホームページをご覧ください。

(2) 山県市地域福祉活動計画

山県市地域福祉活動計画策定・推進委員会事務局

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

山県市地域福祉推進計画の理念「支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち」を共有し、地域の中でその人らしい自立した生活が送れる社会を目指し、市民と社協が一体となり取り組む課題や目標数値を設定しました。

① 福祉のまちづくり推進助成金

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりを支援するための助成事業です。

○ 対 象

- ・自治会、老人クラブ等既存の団体
- ・活動のために組織した団体
- ・関係団体が連携した協議体（まめねっと協議会等）

○ 助成対象活動

次のすべてにあてはまる活動

- (1) 地域で「課題になっていること」を解決するための取り組み
- (2) 当該年度に2回以上活動し、翌年度以降も継続して活動する予定がある

○ 助成対象経費・限度額

助成対象経費は、諸謝金・消耗品費・備品購入費・印刷製本費・通信運搬費・保険料等です。助成限度額は活動エリアにより異なります。

詳細については市社会福祉協議会にお尋ねください。

② ふれあいサロン立ち上げ・継続助成金

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

地域にあるスペースを活用し、高齢者等が定期的に集うことで生きがいづくりや仲間づくりにつながります。

市社会福祉協議会では、ふれあいサロンの立ち上げや継続支援のための助成を行っています。助成限度額は保険加入人数によって違います。

③ ふくしまちづくり推進員

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

地域住民と協力して地域での福祉活動を推進する「ふくしまちづくり推進員」が、市社会福祉協議会長から委嘱されます。

○ ふくしまちづくり推進員の委嘱等

自治会長の推薦（複数名でも可能です。）に基づき、市社会福祉協議会長から任期2年として委嘱されます。

（3）ボランティア・市民活動支援センター

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

ボランティア・市民活動支援センターは、ボランティアに関心のある人やボランティアをして欲しい人、受け入れをしたい人等の様々な相談に応じ、情報提供、ボランティアの育成、支援を行っています。また、みなさんの地域での様々な活動を支援しています。

- ・ 各種情報提供（ボランティア情報の発信、活動紹介、募集、助成金制度等）
- ・ ボランティア・市民活動支援（活動場所の提供、資機材の貸出等）
- ・ ボランティアに関する相談援助、ボランティア活動補助金の交付
- ・ ボランティア交流会等の開催、各種ボランティア講座の開催
- ・ ボランティア活動ポイント制度
- ・ 災害ボランティア活動の支援、災害ボランティアセンターマニュアルの整備
- ・ 災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア保険加入受付

※ 市・NPO等と連携した災害ボランティアセンターの設置、運営

（4）避難行動要支援者名簿登録事業

《福祉課 電話 22-6837》

○ 概 要

登録台帳に記載された住所、氏名、緊急連絡先等の情報を山県市、居住地区の民生委員、自治会役員等支援関係者が共有し、災害時の安否確認、避難誘導、助け合い、普段の見守り等に活用します。

○ 要配慮者（登録できる人）

- ・ 75歳以上の一人暮らし高齢者、介護保険認定（要介護3以上）を受けた方、認知症高齢者、障害者手帳（2級以上）をお持ちの方、療育手帳（A、A1、A2）をお持ちの方、難病患者等

○ 登録方法

住所、氏名等の情報外部事前提供に同意のうえ、同意確認書に必要事項を記入して、福祉課または、お住まいの地区の民生委員へ提出してください。なお、安心いきいき台帳（令和6年度で事業終了）へ登録済みの人は「避難行動要支援者名簿」に自動的に登録されていくため、再度登録する必要はありません。

（５）個別避難計画情報登録事業

《福祉課 電話 22-6837》

避難行動要支援者名簿登録者で対象の方に「個別避難計画」を作成してもらうよう案内しています。作成に同意された人には「山県市個別避難計画書」を作成してください。避難支援等関係者に市から情報提供しています。

対 象 者	案内開始時期
・身体障害者手帳 1級、2級 ・療育手帳 A、A1、A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 ・難病患者 ・介護保険 要介護3以上	令和5年10月から
・75歳以上の一人暮らし高齢者 ・自ら避難することが困難な人	令和6年12月から

（６）家具等転倒防止器具設置推進助成金交付事業

《福祉課 電話 22-6837》

○ 概 要

家具等の転倒防止器具の設置を推進するため、高齢者世帯および障がい者世帯等の居宅において、たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビ等の家具等転倒防止器具の購入および設置に要した費用の一部を予算の範囲内で助成します。

○ 助成の対象となる世帯

市内に住んでいて、次の①～⑦のいずれかに該当される人のみの世帯（住民票の世帯を基準とします。）

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 65歳以上の人 | ② 要支援1～要介護5 |
| ③ 身体障害者手帳1～3級 | ④ 療育手帳A・B |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1・2級 | ⑥ 難病患者 |
| ⑦ 母子、父子世帯または寡婦世帯等 | |

（18歳以上65歳未満の人が同居する場合は除く）

○ 購入助成対象器具

転倒防止板、L字型金具、補強板、突っ張り棒、二段家具連結止金具等

○ 購入助成金額

1世帯当たり3,000円（消費税含む。）以内 1回限り

○ 協力機関

- ① 器具の取付け相談、取付けボランティア、申請代行、制度の周知等
・・・ NPO 法人 山県市総合ボランティア・サポートセンター
- ② 制度の周知、相談依頼取次ぎ
・・・ 自治会長、民生委員、ふくしまちづくり推進員等

○ 申込みと手続方法

- ① 市長の指定を受けた NPO 法人が設置する場合
 - ・ 協力機関（自治会長等）による相談依頼取次ぎをしてもらいます。
 - ・ NPO 法人は、申請、実績報告書、請求書および受領（限度額 3,000 円までの金額であれば、対象者の自己負担は発生しません。）の代行をすることができます。
- ② その他の場合
 - ・ 申請書に必要事項を記入し、器具の単価が分かる見積書等を添付の上、福祉課へ提出してください。
 - ・ 市役所から助成金交付決定通知書が届いたら、申請した器具を購入（販売店の領収書が必要です。）し、取り付けてください。
 - ・ 実績報告書と助成金請求書に必要事項を記入し、写真と領収書を添付して福祉課へ提出してください。
 - ・ 後日請求書で指定された本人名義の銀行等の口座に助成金が振り込まれます。

（7）要援護世帯住宅用火災警報器設置推進助成金交付事業

《福祉課 電話 22-6837》

○ 概 要

高齢者世帯および障がい者世帯等の住宅用火災警報器の設置を促進するため、住宅用火災警報器を設置する自主防災組織（NPO 法人のみを想定）に対して、設置に要した費用の一部を予算の範囲内で助成します。

○ 助成の対象となる世帯（家具等転倒防止器具設置推進助成金交付事業と同じです。）

市内に住んでいて、次の①～⑦のいずれかに該当される人のみの世帯（住民票の世帯を基準とします。）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ① 65 歳以上の人 | ② 要支援 1 ～ 要介護 5 |
| ③ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級 | ④ 療育手帳 A ・ B |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 ・ 2 級 | ⑥ 難病患者 |
| ⑦ 母子、父子世帯または寡婦世帯等 | |

（18 歳以上 65 歳未満の人が同居する場合は除く）

○ 協力機関

- ① 器具の取付け相談、取付けボランティア、申請代行、制度の周知等
・・・ NPO 法人 山県市総合ボランティア・サポートセンター
- ② 制度の周知、相談依頼取次ぎ
・・・ 自治会長、民生委員、ふくしまちづくり推進員等

○ お申込みと手続方法

協力機関（自治会長等）による相談依頼取次ぎ（「家具転倒防止器具取付等相談依頼書」と共用紙）をしていただきますと、市の指定する NPO 法人が、対象者の自宅へ相談にうかがいます。設置することとなった場合は、後日、NPO 法人が申請、設置します。

(8) 救急医療情報キット

《福祉課 電話 22-6837》

○ 概 要

高齢者等が自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際必要となる「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」「緊急連絡先」等の情報を、あらかじめ専用の保管容器に入れ、冷蔵庫に保管し、万一の緊急事態に備えるための道具です。救急隊、医療機関が服薬や持病等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置を行うことができ、緊急連絡先の把握により親族等のいち早い協力が得られます。

○ 対象者

山県市に住民登録があり在宅で生活している人で、65 歳以上の人、
障害者手帳を持っている人

○ 配布場所

市役所福祉課、伊自良支所、美山支所、西武芸出張所

○ 救急医療情報キット活用の流れ

- ①具合が悪くなり、自宅から救急車を呼ぶ
- ②救急隊が自宅へ到着する
- ③救急隊員が玄関内側、冷蔵庫の扉等に貼られたシールを確認する
- ④救急医療情報キットの中身を確認し、情報を入手する
- ⑤適切な処置をして病院へ搬送する

(9) 見守りネットワーク事業

《福祉課 電話 22-6837》

こどもから高齢者までのすべての市民が地域社会から孤立することなく、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常的に家庭を訪問する新聞販売店、金融機関、運送業者等の事業者と見守りに関する協定を35の団体・事業者と締結しています。

新聞や郵便物が数日たまっている、何日も洗濯物が干したままになっている等、「ちょっと気になるな」と思ったら、協力事業者は市へ連絡し、市は安否確認等を行います。

(10) 福祉車両貸出

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

一般の交通手段を利用することが困難な障害者や高齢者等に対して、車いすのまま乗降できる車両の貸出を行います。

○ 対 象

〈利用することができる人〉

- ・ 山県市在住で移動に車いすを使用されている人
(車いすの使用は常時ではなくても構いません。)

〈福祉車両を運転できる人〉

- ・ 要援護者の親類等で利用登録を行った人(山県市外の人でも可)
- ・ 普通運転免許取得後3年以上運転経験のある人

○ 利用方法

利用したい期間の前日までに市社会福祉協議会に電話でご連絡ください。
利用する当日に登録証と運転免許証を提示してください。

○ 利用料金

1 km当たり 20 円

(11) 福祉機器貸出

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

在宅生活の維持または介護負担の軽減を図ることを目的に福祉機器の貸出を行います。

○ 対 象

市内で在宅生活をする高齢者、身体障がい者（児）またはケガや病気で一時的に移動や介護に福祉機器を必要とする人。

市内で福祉教育を目的に、福祉機器を必要とする団体。

○ 貸出期間

最長3か月

○ 利用方法

福祉機器の空き状況を市社会福祉協議会にご確認いただき、市社会福祉協議会窓口で利用申請を行う。（利用料無料）

○ 貸出物品

車いす・スロープ等詳細については、市社会福祉協議会にお尋ねください。

(12) 日常生活自立支援事業

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

認知症・障がいなどの理由で日常的な判断に不安がある人のサポートを行います。

○ 支援内容

支援の種類	内容	利用料
福祉サービス利用のための手続き	福祉サービス利用手続きや郵便物の確認など	1 時間 1,200 円
日常的な金銭管理	払戻し、支払い、税金や保険料の手続きなど	
金庫での預かりサービス	銀行印、通帳、年金証書などを預かります	1 か月 500 円

(13) 福祉避難所

《福祉課 電話 22-6837》

災害時に指定避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人等、何らかの特別な配慮を必要とする人が避難する施設です。緊急避難において高齢者や障がい者が共同生活を送ることが困難と見込まれるときに、福祉避難所の設置を施設に依頼します。施設は可能な限り対象者を適切に介護できるようスペースの確保、スタッフの配置等を整えます。福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。

福祉避難所設置の流れ

1. 災害発生時、まず、身の安全を最優先とし市が指定している指定避難所に避難します。
2. 指定避難所において、市職員等が避難者の身体状態や介護等の状況を考慮し、福祉避難所の開設が必要となった場合、施設に福祉避難所設置を依頼します。
3. 福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置等受け入れ態勢が整った段階で開設し、避難対象者を受け入れます。

一 覧

施設名	所在地	施設の種類	電話番号
椿野苑	大桑 3615-1	特別養護老人ホーム	22-6001
美山荘	笹賀 901	養護老人ホーム	55-2110
伊自良苑	藤倉 84	障害者支援施設	36-2175
生活の家桜美寮	藤倉 105-1	障害者支援施設	36-2011
ワークス伊自良	大森 145	障害福祉サービス事業所	36-2400
山県グリーンビレッジ	大門 803	特別養護老人ホーム	36-1050
山県グリーンポート	大門 773	介護老人保健施設	36-2800
小規模多機能ホーム しゃくなげ	東深瀬 505-1	小規模多機能型居宅介護	22-5911
グループホームききょう	東深瀬 505-2	認知症対応型共同生活介護	22-5617
岐阜県立三光園	大桑 3606	障害者支援施設	27-3300
岐阜県立幸報苑	大桑 3606	障害者支援施設	27-3508
みやまの里	富永 754-5	認知症対応型共同生活介護	52-3988
グループホーム 虹の里伊自良	松尾 344-5	認知症対応型共同生活介護	36-1020
グループホーム オレンジヒルズやまがた	高木 1360-2	認知症対応型共同生活介護	32-9600
介護老人福祉施設 オレンジヒルズやまがた	高木 1367-1	介護老人福祉施設	32-9501

(14) 福祉を担う人づくり推進助成事業

《福祉課 電話 22-6837》

○ 概 要

新たに福祉の資格を取得した人に対して、資格取得にあたり都道府県または都道府県が指定した法人等が実施する研修課程受講料・実務研修受講料（テキスト代含む）および試験受験手数料等、研修の実施機関に直接支払った額を助成します。（助成金の上限は5万円です。）

○ 助成対象者

交付申請時に市内に住所を有し、事業所に従事している人または市内の事業所に従事している人で継続して勤務する意思のある者で、資格の取得日（研修の修了日）が、申請日前1年の期間内であり、他に国、都道府県等の公的機関および就業する事業所等から資格取得費用に対する助成を受けていない人。また、各種法に基づく事業所において、現に従事している人。

○ 助成対象資格（下記19資格）

- ・介護支援専門員
- ・福祉用具専門相談員
- ・介護職員初任者研修
- ・重度訪問介護従業者研修
- ・行動援護従業者養成研修
- ・相談支援従業者初任者研修
- ・看護師、准看護師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・臨床心理士
- ・保育士
- ・介護福祉士
- ・手話通訳士
- ・言語聴覚士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・管理栄養士
- ・義肢装具士
- ・視能訓練士

○ 申請方法

申請書および就業証明書に助成対象経費に係る領収書の写しと研修の修了証明書、資格の取得を証明する書類の写しを添えて提出してください。

(15) 山県市成年後見支援センター

《福祉課 電話 22-6837》

名 称	所在地	電話番号 FAX
山県市成年後見支援センター	高富 1238-1	090-8457-9800 0120-790-973

認知症、知的・精神障がい等により、判断能力が十分でない人の生活や財産に関する権利が守られるよう、その人を法的に保護・支援するための成年後見制度を活用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門職員が相談支援を行います。

相談費用は無料です。まずは、お電話にてご相談ください。

【受付時間】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 FAXは24時間受付
※土・日・祝休日、年末年始は休み

(16) 美里会館（隣保館）

《福祉課 電話 22-6837》

名 称	所在地	電話番号
美里会館	高富 1285-1	27-2492

地域住民の福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っています。

【開館時間】 月～土曜日 午前9時00分～午後5時00分

※日・祝休日、年末年始は休み

※教室、行事等の開催により、開館時間を延長することがあります。

※日曜日は、基本的に美里自治会の活動のため利用しています。

(17) 高等学校入学時学用品購入援助費給付金

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

○ 概 要

低所得世帯の子が高等学校に入学する際に係る費用を給付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

○ 対 象

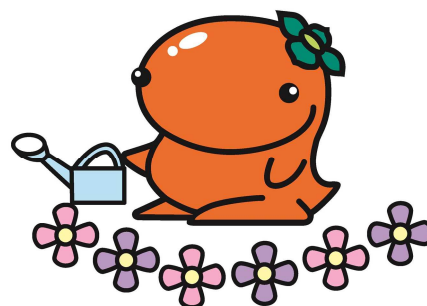
山県市内に住所を有し、申請年度に高等学校等に入学した人で、前年度に山県市就学援助費支給要綱第4条において準要保護児童生徒として認定を受けていた人

○ 給付額

1人当たり 30,000円

○ 対象品目

学用品、通学用品、制服等被服、機器購入等



2. 児童福祉・母子福祉

(1) こども家庭センター

《子育て支援課 電話 22-6839》

母子保健・児童福祉双方の機能により、こども、子育て世帯及び妊産婦を対象に、妊娠期から子育て期にわたる医療・福祉・保育・教育などの多方面から一体的な支援をします。家庭児童相談員、保健師、助産師、保育士、担当職員などが専門的見地により多様な相談に対応します。

支援等の機能は子育て支援課内に構築しており、相談等に際し専用エリア（相談室3室、授乳室）をふれあいセンター東側1階げんきはうす横に用意しています。

(2) 児童手当

《子育て支援課 電話 22-6839》

対 象 者	支給額（1人当たり月額）		支給時期
高校生年代までの児童（18歳到達後の最初の年度末までの児童を養育している人）	3歳未満	一律 15,000 円 （第3子以降は 30,000 円）	4, 6, 8, 10, 12, 2 月にそれぞれの前 2 か月分が支給されます。
	3歳以上 高校生年代まで	10,000 円 （第3子以降は 30,000 円）	

※ 令和6年10月1日から児童手当制度の一部変更により、支給に対する所得制限がなくなりました。

※ 「第3子以降」の数え方も変更になりました。児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降～22歳年度末までの子が算定対象の子となります。大学生年代の子から出生順に第1子、第2子、第3子と数えます。

※ 出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、「認定請求書」の提出が必要です。

※ 転入された人が前住所地で手当を受給されていた場合でも、新たに請求していただく必要があります。

※ 児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給します。（出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。）

(3) 児童扶養手当

《子育て支援課 電話 22-6839》

対 象 者	支給額（月額）			支給時期
父母の離婚等により父親または母親と生計を同じくしていない家庭、父親が一定の障がいの状態にある家庭等で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している人	児童1人のとき	全部支給	46,690 円	5, 7, 9, 11, 1, 3月にそれぞれの前2か月分が支給されます。
		一部支給	所得に応じて 46,680 円～11,010 円	
	児童2人以上のとき 第2子以降1人につき	全部支給	11,030 円加算	
		一部支給	所得に応じて 11,020 円～5,520 円加算	

※ 受給するには“認定請求”が必要です。ただし、所得制限があります。

※ 受給権の消滅事由（婚姻・転出等）が発生した場合は、返還金が生じないように、速やかにお届けください。

※ 受給してから5年が経過した人は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」と関係書類を提出してください。提出がないと一部支給停止になります。

（４）福祉医療費助成制度

《市民環境課 電話 22-6827》

下記の対象者に、医療費（保険診療分）の自己負担分の全額を助成します。

名称	対象者	所得制限	対象医療	受給者証	助成方法
子ども医療費助成	0歳～小学校就学前まで（6歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童	なし	入院・外来	発行する 乳幼児	【県内の医療機関】 「マイナ保険証」「健康保険証」または「資格確認書」と一緒に受給者証を提示してください。 【県外の医療機関】 自己負担分を一旦支払い、市民環境課で払戻しの手続きをしてください。
	小学校1年生から18歳到達後の年度末までの児童			発行する 子ども	
母子家庭等医療費助成	・18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童	あり	入院・外来	発行する	【県内の医療機関】 「マイナ保険証」「健康保険証」または「資格確認書」と一緒に受給者証を提示してください。
父子家庭医療費助成	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童				
重度心身障害者医療費助成	・身体障害者手帳（1～3級）所持者 ・療育手帳（A1、A2、B1）所持者 ・精神保健福祉手帳（1、2級）所持者 ・戦傷病者手帳（特別項症から第4項症）の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	あり	入院・外来	発行する	【県外の医療機関】 自己負担分を一旦支払い、市民環境課で払戻しの手続きをしてください。

(5) 母子父子寡婦福祉資金貸付

《子育て支援課 電話 22-6839》

母子家庭や父子家庭、寡婦の人の自立の援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸付けをします。

種 別	内 容
事業開始資金	事業の開始に際し必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	事業を継続するために必要な設備、機械等の購入資金
技能習得資金	母・父・寡婦が就職するために必要な知識、技能等を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・寡婦または児童が就職に必要な被服、自動車等を購入するための資金
修学資金	扶養している子を高校・大学等に修学させるために必要な資金
就学支度資金	扶養している子が高校・大学等に入学するために必要な資金
修業資金	扶養している子が就職等のために必要な技能・知識等を習得するために必要な経費に充てるための資金
生活資金	生活を安定・維持するのに必要な経費に充てるための資金
住宅資金	住宅の建設、購入、増築、改築、補修等をするために必要な資金
転宅資金	賃貸借契約による住宅入居の際の敷金等に充てる資金
結婚資金	扶養している子の婚姻に際し、母または父が負担する経費に充てる資金
医療介護資金	母・父・寡婦または児童が医療保険および介護サービスの自己負担分等に充てる資金

※ 各資金によって条件や貸付限度額等が異なります。

(6) 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業

《子育て支援課 電話 22-6839》

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭または父子家庭の自立の促進を図ることを目的に、自立支援教育訓練給付金を支給します。ただし、本事業の対象となる教育訓練給付講座は、市長の指定を受けた講座とします。

(7) 高等職業訓練促進給付金等事業

《子育て支援課 電話 22-6839》

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職の際に有利になり、かつ、生活の安定に資する資格を取得することを促進するため、当該資格に係る養成機関での修業に関し給付金を支給します。

(8) ひとり親養育費支援事業

《子育て支援課 電話 22-6839》

ひとり親家庭の親がこどもを監護するために必要な養育費の取決めに要する経費のうち、本人が負担する公正証書の作成に要する手数料等の経費を支援します。また、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する経費を支援します。

①養育費に関する公正証書等作成費補助金（上限 2 万円）

②養育費保証契約保証料補助金（上限 5 万円）

(9) 保育園（保育所）・認定こども園

《子育て支援課 電話 22-6839》

保育所は、家庭でこどもの保育にあたる人が、労働・疾病・出産または介護等の理由により保育ができない場合に、そのこどもを預かり保育をする児童福祉施設です。また、認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

◎ 山県市内保育園一覧

区分	名 称	定員(人)	所 在 地	電話番号
民間	高富保育園 ■ (幼保連携型認定こども園)	165	高富 1048	22-1152
民間	富岡保育園 ■	110	東深瀬 26-4	22-1359
市立	梅原保育園	48	梅原 1537-1	22-2500
市立	大桜保育園 ■	48	伊佐美 327-2	27-2131
市立	伊自良保育園	60	大門 912-12	36-3513
市立	富波保育園	36	富永 460-3	52-2333
市立	みやま保育園	71	岩佐 213-1	52-1114

※ ■は、土曜日保育実施園。（各園で受付し、市立は大桜保育園にて実施します。）

◎ 入園の開始年齢

高富保育園は生後 57 日から入園できます。

富岡保育園は生後 6 か月から入園できます。

市立保育園は生後 10 か月から入園できます。

◎ 保育料（利用者負担額）

3 歳児以上の国の保育料無償化とともに、0 歳児～2 歳児の利用者負担額を無償としています。（市の認定こどもに限る）

※上記の施設においては、給食費も無償化しています。（市の認定こどもに限る）

◎ 入園の条件

入園できる児童は、保護者のいずれもが、次の事情により、こどもを保育できない場合です。

1. 1月において、64時間以上労働（日常の家事以外の仕事）をすることを常態として
いること
2. 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができないこと
（産前6週間前の月初から、産後8週間後の月末まで）
3. 疾病、負傷または心身の障がいのため保育をすることができないこと
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護してい
ること
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
6. 求職活動を継続的に行っていること
7. 就学または職業訓練を受けていること
8. 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、保育を行うことが困難であること
9. 上記に類するものとして、市長が認める事由であること

※ 育児休業中の場合はその児童を家庭で保育することができるため、原則、入園の
対象にはなりません。

ただし、育児休業を取得した時点において、すでに入園している児童がいる場合は継
続して保育園に通うことができます。その場合、復職することが前提となりますので、
育児休業期間と復職予定日を証明した就労証明の提出が必要となります。

◎ 入園申込み

新年度（翌年4月1日）入園希望の申込みは、毎年10月1日から10月末日までの
間に、希望される保育園にて受付をします。定員に達しない場合の随時（年度途中）の
申込みは、入園希望月の月前の15日までに申込みをしてください。

◎ 市立保育園の通常保育

月曜日～土曜日 ＝ 午前8時30分 ～ 午後4時30分

（土曜日保育は各園で受付し、大桜保育園にて実施します。）

標準時間認定 午前7時30分 ～ 午後6時30分

短時間認定 午前8時30分 ～ 午後4時30分

※ 保育標準時間・保育短時間の区分については、「施設型給付費・地域型給付費等支給
認定申請」により、保育の必要量を判断し、「支給認定」を行い決定します。

※ 土曜日保育を希望する場合は申請が必要となります。

※ 標準保育は労働においては、月120時間以上を必要とします。

◎ 市立保育園の時間外（延長）保育

保護者の就労形態等により、以下のとおり保育時間の延長が可能です。

区 分	時 間 等		実時間数	利用負担額
①早朝保育	月～土曜日	午前7時30分～ 午前8時30分	1時間	無 料
②長時間保育	月～金曜日	午後4時30分～ 午後6時30分	2時間	
	土曜日	午後4時30分～ 午後6時00分	1時間 30分	
③延長保育	月～金曜日	午後6時30分～ 午後7時00分	30分	月額 3,500 円 ※臨時利用は、 1回 200 円

※ 時間外（延長）保育、土曜日保育を希望する場合は、申請が必要となります。

◎ 市立保育園の一時保育

保護者等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育等、需要に応じた保育サービスを提供します。

《対 象》山県市に住民票があり、教育・保育給付認定を受けていない、生後 12 か月以上の就学前の児童

《期 間》1 か月につき 14 日以内

《時 間》午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

《利用料》

区 分	3 歳未満児	3 歳以上児
保育に係る利用料（1 時間まで）	350 円	250 円
食 事 代（1 日当たり 給食代およびおやつ代）	320 円	320 円
食 事 代（1 日当たり 給食代のみ）	270 円	270 円
食 事 代（1 日当たり おやつ代のみ）	50 円	50 円

注）保育に係る利用料は、1 時間を超えるごとに 3 歳未満児は 350 円、3 歳以上児は 250 円を加算します。

注）3 歳未満児とは、当該年度の 4 月 1 日に 3 歳に達していない児童をいいます。

注）土曜日は、大桜保育園で実施します。

◎ 園庭開放

利用する際は、各保育園にお尋ねください。

◎ 広域保育

保育園はお住まいの市町村の施設に通うことが原則となっていますが、働く保護者等の子育て支援として、他市町村にある保育園に入園することもできます。

この広域入所はだれでも利用できるものではなく、市町村間の条件を満たし、山県市と受託先（施設がある市町村）の協議が成立した場合に可能となります。

◎ 小規模保育事業所（事業者名：特定非営利活動法人山県楽しいプロジェクト）

小規模保育事業所とは、主に 0～2 歳児を対象に、定員 6～19 人と少人数で運営される保育所のことです。

名 称	区 分	定員(人)	所 在 地	電話番号
ねっこ園 小規模保育 A 型	民間	10	山県市高木 1065-3	050-8881-6556

○ 対象年齢 0 歳児（10 か月）～2 歳児

○ 保育時間

標準時間認定 月～土 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分

短時間認定 月～土 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

○ 延長保育 なし

◎ 保育料（利用者負担額）

0 歳児～2 歳児の利用者負担額を無償としています。（市の認定こどもに限る）

(10) 病児・病後児保育事業

《子育て支援課 電話 22-6839》

【趣 旨】

保護者が何らかの理由により、面倒をみることができない児童が、病気等で保育等ができないため、自宅療養が必要な間、保護者が安心して就労できるよう診療所に併設した施設でお預かりする事業です。

【対 象】

生後 10 か月～小学校 6 年生までの児童（施設によって対象学年が変わります。）

【場 所】

病児保育園施設名	所 在 地	電話番号
山県市社会福祉協議会 病児保育「おひさま」	山県市高木 933	0581-23-2030
福富医院「すすらん病児保育園」	岐阜市安食 1-87-1	058-238-8555
河村病院病児保育園「クララ」	岐阜市芥見大般若 1-84	058-241-3311
小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	岐阜市昭和町 2-11	058-215-0101
山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	岐阜市寺田 7-98-1	058-255-1221
矢嶋小児科 病児病後児保育室「うりぼう」	岐阜市日野南 7-10-7	058-214-7077
世界ちゃんとモグル丸先生の元気なクリニック 病児保育園「セカモゲ」	岐阜市六条南 2-8-20	058-216-3745
操健康クリニック 病児・病後児保育園「パンダのしっぽ」	岐阜市藪田南 1-4-20 (西館6階)	070-1683-3003
関中央病院 くるみ保育所	関市平成 2-6-18	0575-22-0012
中濃厚生病院 病児・病後児保育園「はもみん」	関市若草通 5-1	0575-22-2211
しまでらメディカルクリニック 病児保育室「しましま」	関市小屋名 849-1	0575-29-3383
東海中央病院 病児・病後児保育園「こあら」	各務原市蘇原東島 4-6-2	058-322-3567
美濃病院 病児保育室	美濃市中央 4-3	0575-33-1221

【利用料】

1 人あたり 1 日 2,000 円

※ 利用される場合は、各施設にお問い合わせください。

◎ 病児・病後児保育利用助成

【趣 旨】

病児・病後児保育事業を利用した人に対し、利用料助成を行う事業です。（食事負担分は除く。）

【助成対象者】

山県市社会福祉協議会病児保育（おひさま）または広域利用に関する協定した病児保育施設（上記施設）を利用した山県市内に住所を有する児童の保護者で、次の各号のいずれかに該当する人

- （１）生活保護法による保護を受けている世帯に属する人
- （２）当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する人
- （３）多子世帯に属する世帯
（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある児童を３人以上現に扶養する世帯をいう。）

（１１）ファミリー・サポート・センター事業

《高富児童館 電話 22-4750》
《子育て支援課 電話 22-6839》

【事業の内容】

子育てをちょっと手伝ってほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人、子育ても一段落して何か始めたい人（援助会員）がお互い会員となって助け合う相互援助活動です。

【対 象】

- ◎ 依頼会員 市内在住・在勤で、概ね１歳から小学校６年生までのお子さんのいる人
- ◎ 援助会員 お子さんを預かることができ、こどもが好きな人
- ◎ 両方会員 上記のいずれにも該当する人

【利用場所】

原則として、援助会員の家庭において行います。

ただし、会員相互間において、合意がある場合はこの限りではありません。

【費 用 等】

区 分	時 間 帯	費用負担額 （１時間当たり）
平日 （月～金曜日）	午前８時００分～午後５時００分	５００円
	上記以外の時間	６００円
土・日曜日、祝日	午前８時００分～午後５時００分	７００円
	上記以外の時間	８００円

※ その他、交通費等の実費がかかります。

☆ 依頼会員と援助会員で援助の内容について、事前に十分な協議を行い援助の実施を決定します。

☆ 万一の事故に備え、〈会員傷害保険〉〈賠償責任保険〉〈児童傷害保険〉に加入しています。

【こんなサポートをしています！】

- ☐ 未就学のお子さんを預かります。
- ☐ 学校の放課後にお子さんを預かります。
- ☐ 保育施設の保育開始までおよび保育終了後、お子さんを預かります。
- ☐ 保育施設までお子さんの送り迎えをします。

[こんな時ご利用ください！]

- ☐ お父さんやお母さんの仕事の都合で、保育施設等の送り迎え等ができないとき
- ☐ 病気や美容院、こどもの学校行事等に行きたいとき
- ☐ 出産前後、こどもを保育する人がいないとき
- ☐ 冠婚葬祭、お父さんやお母さんの病気時、こどもを少しの時間見て欲しいとき等

(12) 地域子育て支援拠点事業

《高富児童館 電話 22-4750》
《こどもげんきはうす 電話 23-2323》
《子育て支援課 電話 22-6839》

【事業の内容】

子育て家庭の親とそのこども（概ね3歳未満の乳幼児およびその保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流できる場を提供します。

1. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
2. 子育て等に関する相談、援助
3. 地域の子育て関連情報の提供
4. 子育ておよび子育て支援に関する講習等

【地域子育て支援事業（一般型）】

《対 象》 子育て家庭の概ね3歳未満の幼児およびその保護者

《場 所》 高富児童館 山口市高富 1276-2

《開設日》 毎週月～土曜日

午前9時00分～午後5時00分

- ◎ 『にじっこタイム』親子のふれあい遊びと絵本等のよみきかせ

《対 象》 来館された乳幼児と保護者

《開催日》（毎月のホームページ・おたよりを確認ください。）

毎月5の倍数日

午前10時30分～午前11時00分

- ◎ 『わんぱくひろば』自然の中での遊びの提供

《対 象》 乳幼児と保護者

《開催日》 年間5回

午前10時30分～午前11時30分

- ◎ 『出張ひろば』伊自良地区、美山地区にスタッフが出向いて交流の場を提供し、出張相談を実施しています。

《対 象》 乳幼児と保護者

《開催日》 伊自良出張ひろば（伊自良コミュニティセンター）

毎月第1,3水曜日

午前10時00分～午後3時00分

美山出張ひろば（西武芸公民館）

毎月第2,4金曜日

午前10時00分～午後3時00分

【地域子育て支援事業（連携型）】

《対 象》 子育て家庭の概ね3歳未満の児童およびその保護者

《場 所》 こどもげんきはうす 山口市高木 1000-1

- 《開設日》 毎週月～金曜日 午前9時00分～ 正午
- ◎ 『げんきタイム』 《開催日》 毎週火曜日
午前11時00分～午前11時30分
 - ◎ 『わくわくタイム』 《開催日》 おたよりを確認してください。事前申込必要
午前10時30分～午前11時00分
 - ◎ 『おはなしタイム』 《開催日》 おたよりを確認してください。
午前11時00分～午前11時30分
 - ◎ 『水遊び』 《開催日》 7・8月（おたよりを確認してください。）
※（水温の低い日・雨天の場合は中止。）
 - ◎ 『学びの空間はぐはぐ（hughug）』 子育て中の人ならどなたでも参加できます。
《開催日》 毎月1回どこかの金曜日
※おたよりを確認してください。
午前10時00分～午前11時50分

（13）利用者支援事業（基本型）

《高富児童館 電話 22-4750》

（利用者支援）

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設および地域子育て支援事業の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を実施します。

【場 所】 高富児童館 山口市高富 1276-2

【開設日】 月～金曜日（祝日、年末年始休業日を除く）

午前9時00分 ～ 午後5時00分

（地域連携）

子育て支援等を行う関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を実施します。

- ◎ 『ぽっぽ』 発達がゆっくりな子や、お友だちと上手く遊べない子を持つ保護者のためのサロン

《対 象》 発達のゆっくりな子、保護者

《開催日》 奇数月の第3木曜日（※第3木曜が祝日の場合は異なります。）

5/15, 7/17, 9/18, 11/20, 1/15, 3/19

（14）利用者支援事業（こども家庭センター型）

《子育て支援課 電話 22-6839》

【対象者】 市内に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等

【場 所】 子育て支援課内

【開設日】 市役所（子育て支援課）開庁時間

保健師、家庭児童相談員等の専門職がすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等の状況を継続的に把握し、きめ細かい支援を実施するため以下の母子保健、児童福祉業務を行います。

- ・すべての妊産婦及び乳幼児の状況把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。
- ・支援を必要とする妊産婦等が利用できる母子保健サービス等の選定、情報提供を関係機関と連携して行います。
- ・支援を必要とする妊産婦等に対し関係機関と協力したサポートプランを策定します。

- ・市内に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に関する実情の把握、情報提供、相談等への対応等を行います。
- ・要保護児童及び要支援児童等並びに特定妊婦等に関する相談、サポートプランの策定を行います。

(15) 児童厚生施設（児童館）

《子育て支援課 電話 22-6839》

児童厚生施設は、児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置しています。

名 称	所 在 地	電話番号
高富児童館	高富 1276-2	22-4750
こどもげんきはうす	高木 1000-1	23-2323

- 【利用者】
- ・妊婦およびその家族
 - ・18歳未満の者およびその家族（ただし、乳幼児については、必ず保護者が同伴すること）
 - ・児童厚生施設の活動に奉仕する人
 - ・児童福祉に関する事業を行う人
 - ・その他市長が、その使用を承認した人

【開館時間】 午前9時00分～午後5時00分

- 【休 館 日】
- ◎ 高富児童館
日曜日、祝日、年末年始
 - ◎ こどもげんきはうす
土曜日、第3日曜日、祝日、年末年始

★ 高富児童館・こどもげんきはうすでは、1歳児・2歳児を対象とした幼児サークル活動や、小・中学生を対象とした学童行事など、各種活動も実施しています。

【ランドセル来館】

授業の終了後、小学校から直接高富児童館に来館し、保護者のお迎えまで児童館で過ごすことです。児童が安全・安心に放課後を過ごすことを目的としています。

【対象】 市内の小学校1年生から6年生まで。
保護者等の緊急な疾病、出産、介護等により家庭での保育が受けられない場合。

【内容】 児童が安全・安心な放課後を過ごすことを目的としています。
平日（長期休暇、振替休業等は除く）授業終了時～午後5時まで

【実施場所】 高富児童館 ※事前申請が必要です。

(16) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《生涯学習課 電話 32-9611》

授業の終了後、春休み・夏休みおよび冬休み期間中、土曜日に保護者が就労等により家庭で児童の保護指導等が困難な場合に、保護者等に代わり児童の生活指導や遊びの促進等を行います。

【対 象】 保護者が就労等により昼間家庭での保護指導を受けることができない小学1年生から6年生までの児童を対象とします。（一部5年生まで）

ただし、次のいずれかに該当する児童は対象としません。

- ◇ 就労日数等が月間15日未満と見込まれる家庭
- ◇ 病気若しくは病弱である児童または医師の観察を必要とする児童
- ◇ その他指導上支障があると認められる児童

【内 容】 就労等により昼間保護者がいない家庭の児童の生活支援

- ◎ 平 日 （通常時）
授業終了後 ～ 午後6時00分
- ◎ 春・夏・冬休み、振替休業日、土曜日
午前8時30分 ～ 午後6時00分
- ◎ 延 長
午前7時30分 ～ 午前8時30分
午後6時00分 ～ 午後7時00分

【実施場所】 高富小学校区 : 高富小学校・高富児童館
富岡小学校区 : 富岡小学校
桜尾・大桑小学校区 : 桜尾小学校
梅原小学校区 : 梅原小学校
伊自良南小学校区 : 伊自良南小学校
伊自良北小学校区 : 伊自良北小学校

※長期休業時等、伊自良南小学校区と合同実施

美山小学校区 : 美山小学校
いわ桜小学校区 : いわ桜小学校
土曜日のみ 全校区 : 高富児童館

【保護者負担金】

区 分	利用可能時間	実費負担額 (月額)
1. 平日 (授業日・振替休業日)のみ	授業終了後 ～ 午後6時00分	5,000 円
2. 休業期間 (4・7・12・1・3月)のみ	午前8時30分～午後6時00分	1,500 円
3. 休業期間(8月)	午前8時30分～午後6時00分	8,000 円
4. 休業期間(8月)以外の 授業日のみ	授業終了後 ～ 午後6時00分	1,500 円
5. 土曜日	午前8時30分～午後6時00分	1,500 円
6. 延 長	午前7時30分～午前8時30分	1,500 円
	午後6時00分～午後7時00分	1,500 円

※ 始業式・終業式は、平日・休業期間に含まれます。

(17) 山県市ピッコロ療育センター

《福祉課 電話 22-6837》

名 称	所在地	電話番号
山県市ピッコロ療育センター	東深瀬 156	22-3129

乳幼児および小学生のお子さんの、ことば、コミュニケーション、発音、身体、情緒等の発達を促し健やかに育つように、保健師や保育園等との連携をとりながら、一人ひとりのお子さんの状態に応じた幅広い支援をします。また、育児の悩み電話相談等も随時受け付けています。なお、来所される場合は予約してください。

【利用時間】 午前9時00分～午後5時00分

【休 館 日】 土・日曜日、祝日、年末年始

(18) 乳幼児教室

《高富児童館 電話 22-4750》

名 称	対 象	場 所	開催日	問い合わせ先
すくすく教室	令和5年度生まれのお子さんと保護者	高富児童館	毎月第3金曜日	高富児童館 22-4750
のびっこ教室	令和4年度生まれのお子さんと保護者	高富児童館	毎月第1金曜日	
ベビママ	令和7年度生まれのお子さんと保護者	高富児童館	第2,第4火曜日 ※9月以降開催予定	
ミルキー	令和6年度生まれのお子さんと保護者	高富児童館	毎月第1,3火曜日	

※ すべての教室全地域合同となります。

【活動時間】 10時30分～11時30分

【申込方法】 参加申込用紙に必要事項を記入、提出してください。

【受付開始】 4月1日（火）～

【参加費】 無料（材料費など実費必要）

【申込場所】 高富児童館

《こどもげんきはうす 電話 23-2323》

名 称	対 象	場 所	開催日	問い合わせ先
マミーサークル 1×2	令和4・5年度生まれのお子さんと保護者	こどもげんきはうす	毎月第2木曜日	こどもげんきはうす 23-2323

※ 開催場所・開催日は、変更する場合があります。

※ 定員に余裕がある場合は、途中から参加することもできます。

(19) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）

《子育て支援課 電話 22-6839》

名 称	所 在 地	電話番号
児童養護施設若松学園	大桑 2358-5	27-3148
日本児童育成園	岐阜市長良森町1丁目11番地	058-296-2172

★この事業は、児童養護施設「若松学園」・「日本児童育成園」に委託して実施しています。

◎ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

《夜間養護事業》

【内 容】 平日の夜間に保護者が仕事等により、不在となる家庭のこどもを預かり、生活指導、食事の提供をします。

【対 象】 小学校6年生までの児童

【場 所】 児童養護施設「若松学園」・「日本児童育成園」

【期 間】 概ね6か月程度

【時 間】 小学校等の終了時から保護者の帰宅時まで
（概ね午後5時ごろから午後10時まで）

【費 用】

対 象		経費 (1人1日)	公費負担分	保護者負担分
夜間養護事業	生活保護世帯	1,500 円	1,500 円	0 円
	母子または父子家庭で 市町村民税非課税世帯		1,500 円	0 円
	市町村民税非課税世帯		1,200 円	300 円
	市町村民税課税世帯		750 円	750 円

《休日預かり事業》

【内 容】 休日に保護者が仕事等により、昼間不在となる家庭のこどもを預かります。

【対 象】 小学校6年生までの児童

【場 所】 児童養護施設「若松学園」・「日本児童育成園」

【期 間】 概ね6か月程度

【時 間】 保護者の出勤時から帰宅時まで

【費 用】

対 象		経費 (1人1日)	公費負担分	保護者負担分
休日預かり事業	生活保護世帯	2,700 円	2,700 円	0 円
	母子または父子家庭で 市町村民税非課税世帯		2,700 円	0 円
	市町村民税非課税世帯		2,350 円	350 円
	上記以外の世帯		1,350 円	1,350 円

◎ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

【内 容】 保護者等が疾病、出産、事故、冠婚葬祭、出張、育児疲れ等により、こどもの養育が困難になる家庭の児童や緊急一時的に保護が必要な母子を一時的に養育・保護します。

【対 象】 小学校6年生までの児童（緊急一時的に保護が必要な母子）

【場 所】 児童養護施設「若松学園」・「日本児童育成園」

【期 間】 概ね7日以内

【時 間】 保護者の出勤時から帰宅時まで

【費 用】

対 象		経費 (1人1日)	公費負担分	保護者負担分
2歳未満児	生活保護世帯	10,700 円	10,700 円	0 円
	母子または父子家庭で市町村民税非課税世帯		10,700 円	0 円
	市町村民税非課税世帯		9,600 円	1,100 円
	市町村民税課税世帯		5,350 円	5,350 円
2歳児以上	生活保護世帯	5,500 円	5,500 円	0 円
	母子または父子家庭で市町村民税非課税世帯		5,500 円	0 円
	市町村民税非課税世帯		4,500 円	1,000 円
	市町村民税課税世帯		2,750 円	2,750 円
緊急一時保護の母子等	生活保護世帯	1,200 円	1,200 円	0 円
	母子又は父子家庭で市町村民税非課税世帯		1,200 円	0 円
	市町村民税非課税世帯		960 円	240 円
	市町村民税課税世帯		600 円	600 円
学校等への送迎		1,860 円	1,860 円	0 円

※ 経費（費用）には、食事代を含みます。

※ 利用の際の実施施設への送迎は、申請者が行うものとする。

（20）読み聞かせ教室

《山県市図書館 電話 36-3339》

名 称	対 象	場 所	開催日時	問い合わせ先
お話しピーチク 読み聞かせ	0～3歳児と保護者	山県市図書館	毎週土曜日 10時30分～	山県市図書館 36-3339

※ お子さんの年齢に合わせて本の読み聞かせを行います。

※ 毎月の広報・玄関にある掲示板を確認ください。

(21) 児童虐待防止（要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会）

《子育て支援課 電話 22-6839》

児童虐待は、国民の通告義務があり、地域において予防、早期発見、迅速な対応が求められています。こども家庭センター（市子育て支援課）では、山県市要保護児童対策およびDV防止対策地域協議会を設置し、子ども相談センターや関係機関と連携して虐待防止等の施策に取り組んでいます。

- ◎ 代表者会議 年1回以上開催
- ◎ 実務者会議 必要に応じて開催
- ◎ 個別ケース検討会議 随時開催

(22) 赤ちゃんほほえみ応援金

《子育て支援課 電話 22-6839》

◎ 赤ちゃんほほえみ応援金

【趣 旨】

赤ちゃんほほえみ応援金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し山県市の活性化と児童の健全な発育および福祉の増進を図ります。

【支給対象児】 第3子以降の新生児（18歳に達する日以降に最初の3月31日に向かって兄弟からカウント）

【祝金の額】 第3子 10万円、 第4子 30万円、 第5子 70万円
第6子 150万円、 第7子以降 310万円

【支給要件等】

支給対象児の出産日に住民基本台帳法に基づき山県市の住民基本台帳に記録されている人で、現に市内に居住し、出産後も市内に住所を有する意思がある人のうち、次のいずれかに該当する人が、支給対象児を出産（死産を除きます。）したときに支給します。

ただし、保護者および同一世帯の親族の市税、国民健康保険税その他市の収入に係る滞納があるときは、支給できません。

- 1) 支給対象児の出産日に、市内に住所を有する期間が連続して1年を経過している人
- 2) 支給対象児の出産日以後に、市内に住所を有することとなった日から起算して引き続き1年を経過した人

【申請期間】

赤ちゃんほほえみ応援金の申請期間は、支給対象児の出産日から3か月以内です。

ただし、上記要件2)に該当する人は、山県市内に住所を有する期間が連続して1年を経過した日から3か月以内かつ出産日から15か月以内です。

(23) 母と子の健康

《子育て支援課 電話 22-6839》

◎ 妊娠したとき

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
親子健康手帳 (母子健康手帳) 交付	妊 婦	親子健康手帳(母子健康手帳)・妊婦健康診査受診票の交付(妊娠証明書・個人番号カード・身分を証明するものをご持参ください。)	保健福祉ふれあいセンター	親子健康手帳(母子健康手帳)は、妊娠初期から小学校に入学するまでの間の、母子の健康記録となります。
妊婦健康診査費助成	妊 婦	14 回分の妊婦健診受診券の交付 妊婦の健康管理上必要な検査・診察等の実施	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に受診券を発行(保健福祉ふれあいセンター)	県外医療機関や助産院での受診の場合は、償還払い(払い戻し)となります。
妊婦歯科健診	妊 婦	歯科健診 口腔内のむし歯菌検査 歯科衛生教育	保健福祉ふれあいセンター	料金は無料です。 親子健康手帳(母子健康手帳)をご持参ください。
マタニティ カフェ	妊 婦	市の子育て情報紹介 妊婦同士の交流 妊娠中の過ごし方	保健福祉ふれあいセンター	妊婦歯科健診と同日に実施します。

◎ お子さんが生まれてから

種 別	対象者	内 容	実施場所	備 考
新生児聴覚 検査費助成	聴覚検査を受診した児の保護者	新生児聴覚検査受診票を交付 医療機関で助成額を差し引いた金額を支払う	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に受診券を発行(保健福祉ふれあいセンター)	委託医療機関以外での受診の場合は、償還払い(払い戻し)となります。
未熟児 養育医療	出生後引き続いて入院治療が必要な未熟児(1 歳未満)	指定医療機関で入院し医療を受ける場合にその医療費(保険診療分)を助成 ※出生体重 2,000 g 以下等の対象要件有 ※入院期間中にご相談ください	子育て支援課に申請(保健福祉ふれあいセンター)	所得に応じて自己負担金が生じますが、その負担金は乳児医療から助成されます。
産婦健康診査費助成	産後 8 週以内の産婦	産後 2 週間・4 週間の 2 回分 医師による診察・産後の健康管理に必要な検査・エジンバラ産後うつ病質問票	親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に受診券を発行(保健福祉ふれあいセンター)	委託医療機関以外での受診の場合は、償還払い(払い戻し)となります。

産後ケア事業	産後 1 年までの産婦で、人	産婦の心身の健康管理 および生活面の支援・ 乳房管理・育児支援等 宿泊型 1 回 3,500 円 (1 泊を 1 回として 6 回まで) 通所型 1 回 1,500 円 (7 回まで) アウトリーチ型 1 回 500 円 (6 回 まで・初回無料)	委託産科医療機 関	宿泊型と通所型 の合計利用回数 が、5 回をこえる と利用料に 2,500 円が加算 されます。 詳細は子育て支 援課へ
赤ちゃん訪問 (こんにちは 赤ちゃん 訪問事業)	概ね生後 4 か 月までの児	発達、発育状態確認、育 児相談、市の保健事業 紹介等	各家庭等	対象者には個別 に連絡します。
乳 児 健 診	生後 1 か月	身体計測、内科健診、発 達確認、保健・栄養指導 等 医療機関で助成額を差 し引いた金額を支払う	親子健康手帳 (母子健康手 帳) 交付時に受 診券を発行(保 健福祉ふれあい センター)	委託医療機関以 外での受診の場 合は、償還払い (払い戻し)とな ります。
	生後 3~4 か 月児	身体計測、内科健診、発 達確認、木育教室、保 健・栄養相談	保健福祉 ふれあいセンタ ー	対象者には個別 に通知します。
	生後 10~11 か月児	身体計測、内科健診、発 育教室、発達確認、保 健・栄養・歯科相談		
幼 児 健 診	1 歳 6 か月児	身体計測、内科健診、発 達確認、歯科健診、保 健・栄養・歯科相談	保健福祉 ふれあいセンタ ー	対象者には個別 に通知します。
	3 歳児	尿検査、身体計測 内科健診、発達確認、歯 科健診、保健・栄養・歯 科相談、視覚検査(スポ ットビジョンスクリー ナー)		
はみがき けんしん	歯が生え始め たときから小 学校就学前の 乳幼児	歯科健診 フッ化物塗布 歯科保健相談	保健福祉 ふれあいセンタ ー	フッ素塗布は 4 か月に 1 回とし ます。 負担金 無料
6、7 か月児 健康教室	生後 6、7 か 月児	離乳食の進め方・歯の お話	保健福祉 ふれあいセンタ ー	対象者には個別 に通知します。

(24) こどもに関する相談

《子育て支援課 電話 22-6839》

種 別	内 容	場 所	相談員	問い合わせ先
ひとり親家庭、 女性相談	ひとり親家庭での生活一般（就労、養育費など）の相談や女性が抱えている様々な悩みの相談について	—	女性相談員等	子育て支援課 22-6839
子育て相談	子育てについて 思春期等について	—	家庭児童相談員 保健師	子育て支援課 22-6839
			利用者支援専門 職員	高富児童館 22-4750
			児童厚生員等	こどもげんき はうす 23-2323
			保育士	市内各保育園
乳幼児相談	〈小学校就学前までの乳幼児〉 ・身体計測 ・育児相談 ・栄養相談	保健福祉ふれあいセンター	保健師 栄養士	子育て支援課 22-6839
すこやか相談 （※予約制）	〈小学校就学前までの幼児〉 ・ことば、心身の発達および育児相談	保健福祉ふれあいセンター	臨床発達心理士 保健師	
子育て家族 こころの相談室 （※予約制）	妊娠期から子育て中の保護者等の相談	保健福祉ふれあいセンター	臨床心理士 保健師	子育て支援課 22-6839
発達相談 （※予約制）	〈乳幼児・小学生〉 ・ことば、心身の発達および育児相談	ピッコロ療育センター	ピッコロ療育センター職員	ピッコロ療育センター 22-3129
教育相談	学業、進路、就学等について	—	教育相談員	学校教育課 22-6844
			生活相談員	市内各学校
			教 員	

※予約は、電話または来所にて

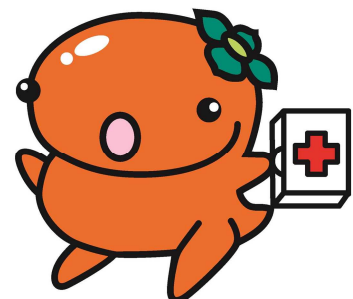
(25) 予防接種

《子育て支援課 電話 22-6839》

◎ 定期接種

種 別	対象（接種）年齢	接 種 方 法 等
五種混合	1期:生後2か月～7歳6か月未満 (標準的期間:初回接種 生後2か月～7か月未満 追加接種 初回3回目終了後6か月～ 1年半あける)	(初回接種) 3回接種 (追加接種) 1回接種 初回1回目接種後20～56日 をあけて2回目接種 2回目接種後20～56日 をあけて3回目接種 追加接種は、初回接種(3回) 終了後、6か月以上の間隔をおく
二種混合	2期:11歳～13歳未満 (標準的期間:11歳～12歳未満)	1回接種
麻しん風しん	1期:1歳～2歳未満	1回接種
	2期:5歳～7歳未満で 小学校就学前1年間	1回接種
水痘	1歳～3歳未満 (標準的期間:1回目は1歳～ 1歳3か月未満 2回目は1回目終了後6か月～ 1年あける)	2回接種(2回目は、3か月以上 の間隔おいて接種)
日本脳炎	1期:生後6か月～7歳6か月未満 (標準的期間:初回は3歳～4歳未満 追加は4歳～5歳未満)	(初回接種) 2回接種 (追加接種) 1回接種 初回1回目接種後6日～28日 をあけて2回目接種 追加接種は、初回2回終了後、 概ね1年あけて接種
	2期:9歳～13歳未満 (標準的期間:9歳～10歳未満)	1回接種
BCG	1歳未満 (標準的期間:生後5か月～8か月未満)	1回接種
ロタウイルス	【ロタリックス】 出生6週0日後から24週0日後まで 【ロタテック】 出生6週0日後から32週0日後まで	【ロタリックス】 27日以上あけて2回接種 【ロタテック】 27日以上あけて3回接種

小児肺炎球菌	2か月～5歳未満 (標準的期間：初回接種開始は 生後2か月～生後7か月未満 追加接種は1歳～1歳3か月未満)	初回接種開始時期により接種回数 が異なる 2か月～7か月未満 初回3回、追加1回 7か月～1歳未満 初回2回、追加1回 1歳～2歳未満 2回 2歳以上 1回
子宮頸がん	小学6年～高校1年相当の女子 (標準的期間：13歳となる年度 初日～年度末の日)	初回接種開始時期と使用するワク チンにより接種回数異なる 15歳未満で9価ワクチンでの接 種 2回接種 15歳以上または2価、4価ワク チンでの接種 3回接種 ワクチンにより2回目の接種時期 が異なる
B型肝炎	1歳未満 (標準的期間：2か月～9か月未満)	初回2回 追加1回



年齢別子育てフロー（妊娠から高校卒業まで）

	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	
健診等	妊娠届（親子（母子）健康手帳交付）	新生児聴覚検査助成 産婦健診（産後2週・4週）	1歳6か月児健診		3歳児健診			就学時健診				
	妊婦健診	1か月児健診										
	妊婦歯科健診	こんにちは赤ちゃん訪問										
	マタニティ カフェ	3・4か月児健診										
		6・7か月児健康教室										
		10・11か月児健診										
	※はみがきけんしん（就学まで） フッ化物洗口（年中～中学3年） ブラッシング指導（小学1年～中学3年まで）											
予 防 接 種												
利用者支援事業こども家庭センター型（こども家庭センター）												
サポ ー ト		産後ケア事業 赤ちゃんほほえみ 応援金（出生届後 に申請）等										
		児童手当（高校生年代まで） ・ こども医療費助成（高校3年まで）										
	児 童 館	地域子育て支援拠点事業 乳幼児教室等（こどもげんきはうす・高富児童館）										
利用者支援事業基本型（高富児童館）												
ファミリーサポートセンター事業（高富児童館）												
児童館事業（こどもげんきはうす・高富児童館）												
保 育		保育園・幼稚園・一時預かり							放課後児 童クラブ （小学生）			
相 談	妊娠期相談・乳幼児相談（成長・育児など）・ すこやか相談（発達相談）・こころの相談室など								こどもサポートセンター			
	身近な相談機関：子育て支援課、こども家庭センター、こどもげんきはうす、高富児童館、保育園・幼稚園、小中学校、子どもサポートセンターなど ※困ったときは、身近な相談機関や人に気軽に相談しましょう。											

3. 障がい福祉

《福祉課 電話 22-6837》

(1) 各種手帳

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある人に交付され、障がいの程度により 1 級から 6 級の区分があります。なお、手帳の取得には申請が必要です。

② 療育手帳

知的に障がいがあると判定された人に交付され、障がいの程度により A1、A2、B1、B2 の区分があります。なお、手帳の取得には申請が必要です。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人に交付され、障がいの程度により 1 級から 3 級の区分があります。なお、手帳の取得には申請が必要です。

(2) 手当・年金等

《福祉課 電話 22-6837》

《市民環境課（年金） 電話 22-6827》

名 称	対 象 者	支給額	支給時期	備 考
特別障害者手当	在宅で 20 歳以上の重度心身障がい者（常時特別の介護が必要な人）	月額 29,590 円	2,5,8,11 月にそれぞれの前 3 か月分が支給されます。	所得制限、その他支給条件があります。
障害児福祉手当	在宅で 20 歳未満の重度心身障がい児	月額 16,100 円		
特別児童扶養手当	精神または身体に重度の障がいのある 20 歳未満の児童の保護者	1 級 月額 56,800 円	4,8,12 月にそれぞれの前 4 か月分が支給されます。	
		2 級 月額 37,830 円		
障害基礎年金	20 歳以上で、国民年金法に定める程度の障がいを持つ人	1 級 年額 1,039,625 円＋子の加算額	2,4,6,8,10,12 月にそれぞれの前 2 か月分が支給されます。	所得制限、その他支給条件があります。
		2 級 年額 831,700 円＋子の加算額		
特別障害給付金	20 歳以上の国民年金法に定める程度の障がいを持つ人で、障害基礎年金を支給されない人	1 級 月額 56,850 円		平成 3 年 3 月以前に学生であった等の支給条件があります。
		2 級 月額 45,480 円		

(3) 心身障害者扶養共済制度

《福祉課 電話 22-6837》

障がいのある人を扶養している保護者が、生存中に一定の掛け金を納めることにより、保護者が、万が一死亡したとき、または重度障がい者になったときに、その保護者に保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

【対象者】 知的障がい者、身体障害者手帳 1 級から 3 級に該当する障がいのある者及び精神又は身体にこれらと同程度の永続的障がいのある者を扶養している 65 歳未満の人

(4) 福祉医療費助成制度

《市民環境課 電話 22-6827》

医療機関での保険診療の自己負担分の全額を助成する制度です。

名 称	対象者・助成内容等
重度心身障害者医療費助成	詳しくは、P 60 医療費制度 (1) 福祉医療費助成制度の欄をご覧ください。

(5) 障がい福祉サービス事業

《福祉課 電話 22-6837》

障がい福祉サービスとは、障がい者が自らサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する制度です。

自己負担額は原則費用の 1 割ですが、(8)の地域生活支援事業と併せて所得等による上限額が設定され、それ以上は自己負担金を支払わなくてもよいことになっています。なお、サービスを受けるためには申請が必要です。

障がい福祉サービスのうち、未就園児が児童発達支援事業（山県市独自事業）を利用する場合、自己負担額を助成する制度です。なお、サービスを受けるためには申請が必要です。

区分	種 類	内 容
介護給付サービス	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

介護給付サービス・訓練等給付サービス	日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関にて機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	居住系・日中活動系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	居住系	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
		自立生活援助	一定の期間にわたり定期的に利用者の居宅を訪問し必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。
		障害者相談支援	障害者支援を適切に利用できるよう支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。
障がい児通所	日中活動系	児童発達支援	児童発達支援センター等の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
		放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後または休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
障がい児通所	居住系	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
		居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
		障害児相談支援	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。

（６）補装具費の支給

《福祉課 電話 22-6837》

① 概 要

身体障害者手帳の交付を受けている人、難病患者等に対して、補装具（補聴器、義肢、車いす等）の購入・借受け・修理に対する補装具費の支給を行います。

② 自己負担額

自己負担額は原則費用の１割ですが、所得等を考慮して上限額が設定され、それ以上に自己負担金を支払わなくてもよいことになっています。

（７）自立支援医療事業

《福祉課 電話 22-6837》

① 更生医療費・育成医療費の給付

障がいのある人が、日常生活能力等を回復または障がいの軽減、改善するために医療が必要と認められた場合、18歳以上の人は更生医療、18歳未満の人は育成医療が受けられます。

自己負担分については、世帯の課税状況に応じて負担の上限額が設定されます。

② 精神通院医療費の給付

精神障がい者の通院医療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるために、精神通院に係る費用を助成します。

自己負担分については、世帯の課税状況に応じて負担の上限額が設定されます。

（８）地域生活支援事業

《福祉課 電話 22-6837》

障がい者または障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域における生活を支援する事業です。自己負担金は一部を除いて原則１割ですが、(5)の障がい福祉サービス事業と併せて、所得等を考慮して上限額が設定され、それ以上に自己負担金を支払わなくてもよい仕組みになっています。なお、サービスを受けるためには申請が必要です。

種 類	内 容
相談支援事業	障がい者等およびその保護者からの相談並びに必要な情報の提供を行います。（自己負担金はありません。）
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。（自己負担金はありません。）
手話奉仕員等養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある人を支援するための手話奉仕員を養成します。
日常生活用具の給付	在宅の身体障がい者および知的障がい者、難病患者等に対して、日常生活用具（特殊ベッド・ストマ等）の給付を行います。（自己負担は１割です。）
紙おむつ購入助成事業	65歳未満の寝たきりの在宅重度身体障がい者等に対して、紙おむつの費用を１か月当たり8,000円まで助成します。

【その他の助成・免除等】

- ・ 所得税、住民税の障がい者控除
- ・ 自動車税、自動車取得税の減免
- ・ 鉄道・バス運賃の5割引（定期券は3割引）
- ・ タクシー料金の1割引
- ・ 国内航空運賃、旅客船運賃の割引、有料道路通行料金の5割引
- ・ 市内自主運行バスの一部路線は手帳の提示により運賃免除
- ・ NHK放送受信料の全額免除、半額減免
- ・ 博物館入場料等の減免等
- ・ 駐車禁止規制の適用除外等

※ 制度の利用については等級等の各種条件があります。

（１０）障がい者設備の整備と利用の案内

《福祉課 電話 22-6837》

ストーマ用装具利用者のために、「オストメイト対応トイレ」を、

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 山県市役所本庁舎 1 階 | ・ 美山老人福祉センター |
| ・ 伊自良コミュニティセンター | ・ 図書館、文化の里花咲きホール |
| ・ 市総合体育館 | ・ 山県バスターミナル |
| ・ 市ふれあいバザール | ・ 伊自良農産物直売所（ラブレイク） |
| ・ グリーンプラザみやま | |

に設置しています。

（１１）難病患者の福祉

《福祉課 電話 22-6837》

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患児に対して、日常生活用具（特殊ベット等）の給付を行います。

【対象者】 県から小児慢性特定疾患の認定を受けている児童で、他の福祉サービス（障がい福祉サービス等）の対象でない人

（１２）身体障がい者福祉協会

《福祉課 電話 22-6837》

会員相互の親睦を深め、福祉や健康の増進を図るため、様々な活動を行っています。

① 山県市身体障がい者福祉協会（岐阜県身体障害者福祉協会 山県市支部）

- ・ 対象者 市内にお住まいの身体障害者手帳を受けている人
- ・ 申込み 各分会長まで

② 岐阜県身体障害者福祉協会

岐阜市下奈良2丁目2-1（岐阜県福祉農業会館内）

電話 058-201-1543 FAX 058-273-9308

(13) 障害者相談員

《福祉課 電話 22-6837》

障がい者の身近な問題について、いろいろな相談に応じています。気軽にお電話ください。

① 身体障害者相談員

早川 修	高富 785-52	090-1567-5721
宮川 勉	谷合 1042	090-7040-5296
早矢仕 宗男	笹賀 189	55-2287
古田 耕三	岩佐 251-4	080-1587-5483
高井 和行	大森 70	36-2252

※ 任期：令和8年3月31日まで

② 知的障害者相談員

松島 静子	佐賀 368-20	22-2766
堀 ますみ	青波 688	52-1147

※ 任期：令和8年3月31日まで

(14) 障害者基幹相談支援センター

《福祉課 電話 22-6837》

障害者基幹相談支援センターは、障がいのある人、保護者、家族等の総合的、専門的な相談に応じる機関です。障がいの種別を問わず、気軽にご相談ください。

＜相談窓口＞

相談内容	名称	所在地	電話番号
総合的な相談	山県市障害者基幹相談支援センター (山県市役所 福祉課)	山県市役所 1 階	22-6837
知的障がいに関する こと	地域生活支援センター ツリー	大桑 3512-1	27-2461
就労支援に関する こと	相談支援事業所 WSB バイオ	梅原 1448	27-0118
精神障がいに関する こと	あおぞら	藤倉 400-1	78-4778
	支援センターふなぶせ	岐阜市日野東 4-10-18	058-213-8811
	指定相談支援事業所 うかい	岐阜市洞 1020	058-239-5838
重症心身障がい児 に関する こと	ゆう	高富 642-1	32-9200

【受付時間】 月～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

※土・日・祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

(15) 福祉有償運送事業

《福祉課 電話 22-6837》

① 概 要

身体障がい者等の移動が困難な人に対して、地域内の公共交通機関等では十分な輸送サービスが受けられないと認められる場合に、NPO 等が運営する有償の個別輸送サービスが受けられます。利用に当たっては運送主体である NPO 等の会員になる必要があります。

② 輸送の対象者

次に掲げる者のうち、運送主体の会員として登録された人およびその添乗の人

- ・身体障害者福祉法の身体障がい者（手帳所持者）
- ・精神保健福祉法の精神障がい者（手帳所持者）
- ・知的障害者福祉法の知的障がい者（手帳所持者）
- ・介護保険法の要介護者および要支援者（認定者）
- ・基本チェックリスト該当者
- ・肢体不自由その他の障がい有する人

③ 運送の対価

当該地域のタクシー代金の概ね8割までの金額（送車回送料金、待料金等含みます。）

④ 運送の区域等

運送の出発地または終着地のいずれかが山県市の区域内であること。

⑤ 現在、山県市内で運行している事業所（運送主体）

- 特定非営利活動法人 ギフ福祉ネットワーク東部
岐阜市野一色4丁目 15-12
電話 058-248-6050 FAX 058-248-6052
- 任意ボランティア団体 そらまめ
岐阜市此花町4-8
電話 070-8424-6323
- 特定非営利活動法人 生活サポート・助け足ネット
岐阜市北山1-13-18
電話 058-243-5306 FAX 058-241-8377

※上記の事業所の会員となることにより、輸送サービスを受けられます。直接申込みください。

4. 高齢者福祉

《福祉課 電話 22-6837》

(1) 高齢者の能力活用・社会参加

○ シルバー人材センター

《公益社団法人 山県市シルバー人材センター 電話 23-0200》

(高富老人福祉センター内)

高齢者の人の生きがいのために、高齢者に適した仕事を引き受け、就業機会を提供します。

【会員対象者】：市内にお住まいの概ね 60 歳以上の人で、健康で働く意欲のある人

○ 老人クラブ

健康・友愛・奉仕をモットーに、軽スポーツや友愛活動等、様々な活動を行っています。

会員対象者：概ね 60 歳以上の人

入会申込：各地区老人クラブ会長さんへ直接申込みください。

○ 老人福祉センター

高齢者の健康増進とレクリエーションのための施設です。

施設名	所在地	開館時間	休館日	電話番号
高富老人福祉センター	佐賀 588-2	午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 00 分	土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	22-3351
伊自良老人福祉センター	大門 850-67 (伊自良コミュニティセンター内)	午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 00 分	月曜日、年末年始	22-6837
美山老人福祉センター	岩佐 1177-1	午前 9 時 00 分～ 午後 5 時 00 分	土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	22-6837

(2) 高齢者の介護予防サービス

《NPO どんぐり会 電話 52-1511》

《健康介護課 電話 22-6838》

項 目	内 容	対象者	負担額・助成額
いこいの広場	日常生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康相談、レクリエーション等を実施します。 時間 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分 (会場により異なります) 【火曜日】 桜尾公民館、富岡公民館(東深瀬) 【水曜日】 谷合公民館、高富公民館 【木曜日】 西武芸公民館、富岡公民館(西深瀬・高木・梅原)、葛原公民館 【金曜日】 北武芸公民館、乾公民館、伊自良コミュニティセンター	概ね 65 歳以上の人	参加費 1 回 150 円 昼食と材料費は自己負担

かんたん 筋トレ教室	健康運動指導士による筋力向上のための運動やストレッチ、歩き方やマッサージ等を実施します。 【第1・第3火曜日】 美山コミュニティセンター 午前10時00分～午前11時30分 谷合公民館 午後1時30分～午後3時00分 【第2・第4火曜日】 伊自良コミュニティセンター 午前10時00分～午前11時30分 桜尾公民館 午後1時30分～午後3時00分 【第1・第3月曜日】 市総合体育館 午前10時00分～午前11時30分	概ね65歳 以上の人	参加費1回 200円
男の生きがい教室	教養、趣味活動、地域貢献活動、健康づくり等を実施します。 【第2・第4木曜日】 桜尾公民館 午前9時30分～午前11時30分	概ね65歳 以上の男性	参加費1回 150円 材料費等は 自己負担
月曜メンズ トレーニング講座	健康運動指導士による筋力トレーニング等の運動を実施します。 【第1・第3月曜日】 市総合体育館 午後1時30分～午後3時00分	概ね65歳 以上の男性	参加費1回 200円 ルーム使用料は 自己負担
かんたん体操教室	介護予防体操、ストレッチ、貯筋運動や指や手を使った脳トレ等を実施します。 【第1・第3火曜日】 石田町公民館 午前10時00分～午前11時30分 伊自良コミュニティセンター 午後1時30分～午後3時00分 【第2・第4火曜日】 美山老人福祉センター 午前10時00分～午前11時30分 高富公民館 午後1時30分～午後3時00分	概ね65歳 以上の人	参加費1回 150円

ひらめき 脳トレ学校	脳トレにチャレンジします。 【第 1 木曜日】 美山老人福祉センター 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分	概ね 65 歳 以上の人	参加費 1 回 150 円 材料費等は 自己負担
みんなで歌おう	みんなで懐かしの歌を歌います。 【第 2・第 4 金曜日】 美里会館 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分	概ね 65 歳以 上の人	参加費 1 回 200 円

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

《健康介護課 電話 22-6838》

項 目	内 容	対象者	負担額・助成額
まめかなクラブ	健康体操や資格を持った専門職による お役立ち講座やお買い物、おでかけ、 季節の行事などを通して介護予防を行 います。 【毎週月・水曜日】 ふれあいプラザ（高木） 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分 【毎週火・木・金】 山県市社会福祉協議会本所（東深瀬） 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分	概ね 65 歳 以上の人	参加費 1 回 200 円

《健康介護課 電話 22-6838》

項 目	内 容	対象者	負担額・助成額
脳を元気にする 教室	認知症予防に大切な知識を学びなが ら、楽しいレクリエーション活動等 を通じて、認知機能の維持・向上を 目指す教室です。 【第 1・第 3 木曜日】 富岡公民館 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分	概ね 65 歳 以上の人	参加費 1 回 200 円

(3) 高齢者の生活支援サービス

《健康介護課 電話 22-6838》

項 目	内 容	対象者	負担額・助成額
配食サービス	原則として、月曜日から金曜日までの毎日、昼食・夕食の配達・安否確認をします。	調理が困難な人で、次のいずれかに該当する人 ①概ね65歳以上の単身世帯の人 ②75歳以上の世帯の人 ③身体障がい者のみの世帯の人	1食 467円です。
紙おむつ購入助成	紙おむつ・紙パッド・紙パンツの購入費の一部を助成します。	市内に住所を有し、次の全てに該当する人 ・在宅で1か月以上、常時紙おむつを必要としている人 ・要介護3以上の人 ・市民税非課税世帯である人 ・生活保護を受けていない人 ・介護保険料の滞納がない人 ※ただし、ショートステイ、入院等、在宅でない期間が月に10日以上ある月は対象外。	1か月当たり 5,000円を上限とする紙おむつ購入助成券を配付します。

《福祉課 電話 0581-22-6837》

項 目	内 容	対象者	負担額・助成額
緊急通報システム設置	24時間対応のコールセンターへの緊急連絡および相談用緊急通報装置の設置を行います。	次のいずれかに該当する人 ・65歳以上のひとり暮らし世帯 ・寝たきり老人をかかえる65歳以上の世帯 ・身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている単身世帯	固定型機器：無料 携帯型機器：一部利用者負担
生活管理指導 短期宿泊	1週間程度、養護老人ホーム等において、日常生活の指導や支援を行います。	・生活に不安のあるひとり暮らし世帯（65歳以上）等（介護保険認定者を除きます。）	利用料が必要です。

外出支援サービス	月2回まで、市内の医療機関への通院のための外出を支援します。	・市民税非課税世帯の要支援または要介護認定者で通院の困難な人 ・障がい老人の日常生活自立度判定基準によるランクB以上に該当する人で、一般交通機関を利用することが困難な人	1回500円乗車時に現金で支払い
いきいき生活サポート事業（ワンコインサービス）	日常生活において、軽易な作業を支援します。	市民のどなたでも利用可能（シルバー人材センター委託事業）	基本料金 1回30分以内 500円
高齢者等住宅屋根雪おろし助成	住宅の屋根の雪下ろし（積雪50cm以上）費用の一部を助成します。 1世帯当たり3,000円。ただし、雪下ろしに要した費用が3,000円に満たない場合は支払った金額。助成回数は同一年度1回限りです。	・75歳以上のひとり暮らし世帯および高齢者のみの世帯 ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人が属する世帯（ただし18歳以上65歳未満の当該障がい者以外の男性が同居する世帯は除く。） ・母子または寡婦家庭世帯	助成限度額以内の助成対象分についての自己負担はありません。
家具転倒防止器具購入費の助成	【問い合わせ先】 <u>《福祉課 電話 22-6837》</u> P7の（6）を参照してください。		

（４）山県市地域包括支援センター

《山県市南部地域包括支援センター（高富・伊自良） 電話 22-6886》

《山県市北部地域包括支援センター（美山） 電話 52-3340》

高齢者や高齢者の家族から相談を受け付け、高齢者の心身の状態に合わせた支援を提供します。

- ◎ 職員等…主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の介護・福祉・医療の専門職員がチームとなって、地域で暮らす高齢者の人を支援します。
- ◎ 地域支援事業…地域で暮らす高齢者の人が要介護状態等にならないように、また、要介護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として各種事業を行っています。
- ◎ 今の状態に合わせた介護予防の支援
 - ① 自立した生活をしている人への支援
 - ・健康づくりや介護予防を目的に各種介護予防事業を行います。

② 支援や介護が必要となるおそれが高い人

心身機能の状態の悪化の可能性が高い人には、必要に応じて介護予防教室等への参加を勧めます。

※市が行う介護予防サービス

- ・運動器機能向上：理学療法士等が、ストレッチ運動等の指導を行います。
- ・栄養改善：栄養士等が、食べ方や食事づくり等の指導を行います。
- ・口腔ケア：歯科衛生士等が、歯みがきや義歯の手入れ等の指導を行います

③ 要支援 1・2 と認定された人や基本チェックリスト対象者への支援

- ・介護予防のケアプランを作成し、お体の状態が維持・改善できるように支援します。

◎ その他

- 介護の相談や介護以外の生活支援や認知症に関する相談、サービスとの調整等の相談にも対応します。
- 高齢者の人の権利を守るため、虐待の早期発見、防止に関する相談等を行います。また、成年後見制度利用の支援を行います。
- お金の管理や契約に関する不安があるとき等の相談にも対応します。
- 地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行っています。また、より暮らしやすい地域となるよう様々な医療・介護・福祉等の関係機関とのネットワークづくりに力を入れています。

(5) 認知症カフェ

《健康介護課 電話 22-6838》

カフェでは、気軽にお茶を飲みながら自由に過ごすことができます。認知症について学んだり、同じ悩みを持つ人とのつながりを持つこともできます。また、介護や福祉の専門職員が認知症や介護全般の相談に応じます。

名称	場所	開催日時	事業者（連絡先）
オレンジカフェ	谷合 1363-1 美山屋	第 2 月曜日 午後 2 時 00 分～ 午後 4 時 00 分	(社) 三輪会 TEL 58-2211
すまいるるーむ	伊佐美 675-4 ふれあいプラザ大 桜	毎月 1 5 日 ※ただし 1 5 日が土・日・祝 日の場合はその前の金曜日	ぎふ農協協同組合 TEL 27-2103

(6) 養護老人ホーム

《福祉課 電話 22-6837》

養護老人ホームは、65 歳以上であって、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な人を養護するための施設です。

施設名	所在地	電話番号
養護老人ホーム 美山荘	笹賀 901	55-2110

(7) 高齢者予防接種

《健康介護課 電話 22-6838》

種別	接種対象	備 考
高齢者インフルエンザ	・65 歳以上の人 ・60 歳以上 65 歳未満の人の内、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいや有する人またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいや有する人	個人負担金 1,500 円 実施する期間（予定） （10月1日～ 1月31日）
高齢者肺炎球菌 [定期]	・65 歳の人 ・60 歳以上 65 歳未満の人の内、心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいや有する人またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいや有する人 ただし、過去に肺炎球菌予防接種を受けたことのある人は対象外となります。	該当となる人には誕生日の翌月に予診票を個別通知しています。 個人負担金 2,500 円 接種期間 65 歳の 1 年間 （66 歳の誕生日前日まで）
高齢者肺炎球菌 [任意]	山県市に住民登録がある 66 歳以上の人で、次の①②のいずれかに該当する人 ①これまで定期接種で接種していない人 ②過去に全額自費で接種し、5 年以上経過している人	山県市予防接種指定医療機関のみで助成が受けられます。 事前申込制 個人負担金 2,500 円 接種期限 令和 11 年 3 月 31 日
带状疱疹ワクチン [定期]	山県市に住民登録がある人で、①②のいずれかに該当する人 ①65 歳の人 ②60 歳以上 65 歳未満の人の内、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいや有する人 ※令和 11 年度までは、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、95 歳、100 歳になる人も対象	・該当となる人には予診票を送付しています。 個人負担金 2,500 円（生ワクチン） 6,500 円/回（組替えワクチン） 接種期限 令和 8 年 3 月 31 日

5. 生活の福祉

(1) 生活保護

《福祉課 電話 22-6837》

生活保護は、自分の収入、能力、利用し得る資産、各種援助制度等を活用しても最低限度の生活を維持できない人に保護費を給付します。

保護の種類	保 護 の 範 囲
生活扶助	日常生活に必要な費用
教育扶助	義務教育に必要な費用（教科書、学用品等）
住宅扶助	住宅の維持に必要な費用、家賃等
医療扶助	診療、治療費、薬代等
介護扶助	介護に伴う費用
出産扶助	出産に伴う費用
生業扶助	生業費用、技能習得費用
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

(2) 生活福祉資金貸付

《山県市社会福祉協議会 電話 23-1211》

低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長を図ることを目的とした制度です。

資金の種類		資金の内容	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 ※ 原則3か月（延長あり）	2人以上世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約のために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために、一時的に必要で、かつ、日常生活費を賄うことが困難である費用	60万円以内
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内（資金目的に応じた額）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内

教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学等に就学するのに必要な経費	大学の場合 月 6.5 万円以内
	就学支度金	高等学校、大学等への入学に際し必要な経費	50 万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	居住用不動産を担保として貸し付ける資金	月 30 万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯を対象に、居住用不動産を担保として貸し付ける資金	保護の実施期間が定めた額
臨時特例つなぎ資金		解雇等により住居を喪失し、生活維持が困難な離職者に対して、公的給付等の開始までの間に必要な生活費を貸し付ける資金	10 万円以内

○ 制度の特徴

- ① 民生委員が活動援助を行います。
- ② 他制度が優先となります。※ 他制度の利用が困難な場合に貸付を行います。
- ③ 所得基準を設けている対象世帯は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で、世帯所得が多い場合は貸付対象とならないことがあります。
- ④ 返済義務を伴う貸付制度です。

○ 貸付金の利率

- ・ 総合支援資金および福祉費は、連帯保証人を立てれば無利子（連帯保証人なし年 1.5%）、緊急小口資金および教育支援資金は無利子
- ・ 貸付の決定および貸付金の交付は、岐阜県社会福祉協議会が行います。

（３）生活困窮者自立相談支援

《福祉課 電話 22-6837》

事業等	内容・要件等	問い合わせ先
自立相談支援	生活に困窮している人（生活困窮者）に対して、生活保護に陥る前の段階で包括的な支援を行うことにより、問題がより複雑・深刻化する前に、自立の促進を図る制度です。 相談員とともに生活困窮者の自立に向けた計画を作成し、計画達成に向けた様々な支援へとつなぎます。	福祉課 22-6837
住居確保給付金	離職等により住居を喪失または喪失する恐れがある人で、求職活動中の人の家賃相当額を支給します。（収入・資産などの要件、求職活動の報告義務があります。）	
家計改善支援	専門の支援員が、相談者の家計の収支を一緒に見直しながら、安心できる家計を目指します。	山県市社会福祉協議会 23-1211
就労準備支援	社会に出ることや就労、人とのかわりに不安がある人に、それぞれの目標に向けた軽作業などのプログラムを用意してサポートします。	就労支援施設 Pasito lodge 78-4778

6. 介護保険

《健康介護課 電話 22-6838》

《山口市南部地域包括支援センター（高富・伊自良地域） 電話 22-6886》

《山口市北部地域包括支援センター（美山地域） 電話 52-3340》

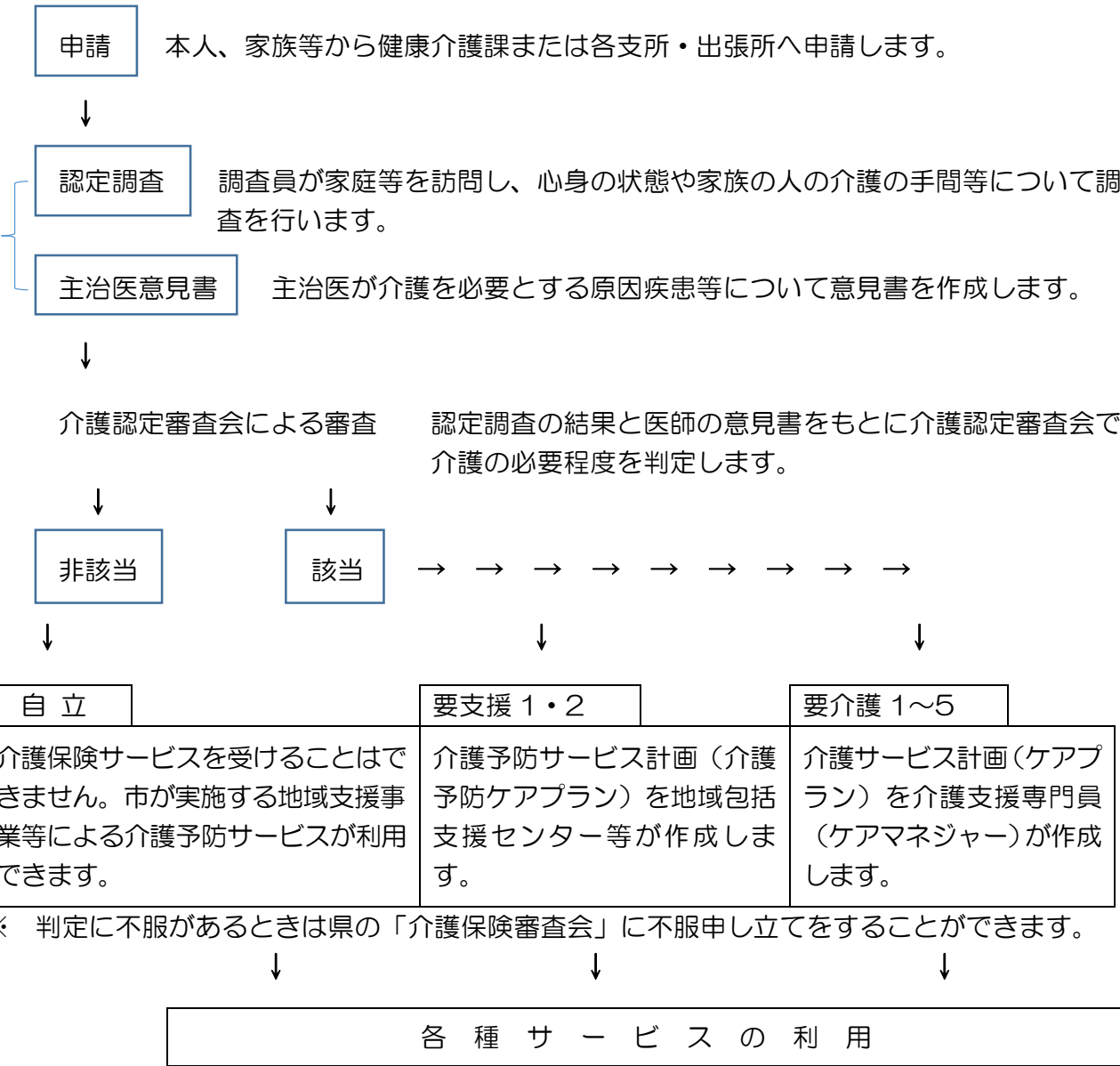
（1）加入対象者

第1号被保険者 … 65歳以上の人

第2号被保険者 … 40歳から64歳までの特定疾病のある人で医療保険に加入している人

（2）介護保険サービスを受けるための手続き

介護サービスを受けるには申請をして、介護認定を受ける必要があります。



【利用できる介護サービス】

◎ 要支援 1・2 と認定された人は・・・

○ 介護保険の介護予防サービス 在宅サービス

・ 介護予防訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・ 介護予防居宅療養管理指導 ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	・ 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 介護予防特定福祉用具購入 ・ 介護予防住宅改修費支給 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）←要支援2のみ
---	---

◎ 要介護 1～5 と認定された人は・・・

○ 介護保険の介護サービス 在宅サービス

・ 訪問介護（ホームヘルプサービス） ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護（デイサービス） ・ 通所リハビリテーション（デイケア） ・ 短期入所生活介護（ショートステイ） ・ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） ・ 特定施設入居者生活介護	・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具購入 ・ 住宅改修費支給 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・ 地域密着型通所介護
--	---

施設サービス

・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（原則、要介護 3 以上） ・ 介護老人保健施設（老人保健施設） ・ 介護医療院

※ サービスを利用した場合は、費用の 1 割、2 割、3 割の自己負担が必要となり、施設に入所された場合は食事代や居住費、日常生活費等の実費負担も必要となります。

7. 介護予防・日常生活支援総合事業

《健康介護課 電話 22-6838》
《山県市南部地域包括支援センター（高富・伊自良地域）電話 22-6886》
《山県市北部地域包括支援センター（美山地域）電話 52-3340》

【介護予防・生活支援サービス事業】

（１）対象者

- ・ 要介護認定で「要支援 1・2」の人
- ・ 要介護認定で「非該当」と判定された人で基本チェックリストを受け生活機能の低下がみられる人
- ・ 65 歳以上の人で基本チェックリストを受け生活機能の低下がみられる人

（２）対象サービス

- ・ 訪問型サービス
- ・ 通所型サービス
- ・ その他の生活支援サービス

（３）利用までの流れ

チェックリスト

地域包括支援センターまたは健康介護課で基本チェックリストを受けます。



生活機能の低下がみられた人



介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

【利用される場合の相談窓口】

◎ 自立（非該当）の人、要支援 1・2 と認定された人は・・・

《健康介護課 電話 22-6838》
《山県市南部地域包括支援センター（高富・伊自良地域）電話 22-6886》
《山県市北部地域包括支援センター（美山地域）電話 52-3340》

◎ 要介護 1～5 と認定された人は・・・

居宅介護支援事業所まで

（４）介護保険料の納め方

被保険者の区分	納 付 方 法
第 1 号被保険者	介護保険料は原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額 18 万円未満の人等は、納付書により個別に納めます。
第 2 号被保険者	加入されている医療保険の保険料（税）に上乗せして納めます。

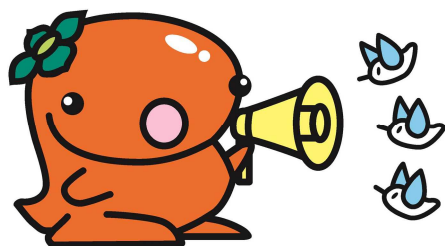
（５）転入・転出するとき

65 歳以上の要介護認定を受けている人（40 歳～64 歳までの要介護認定者を含みます。）の転入・転出の手続きは次のとおりです。

転入したとき	介護保険資格取得届を提出してください。
	前住所地で要介護認定を受けていた人は、要介護・要支援認定新規申請手続きを行います。 ※ 前住所地で発行された受給資格証明書が必要です。
転出するとき	下記の書類をご持参ください。 ・介護保険被保険者証 ・負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの人のみ）
	要介護認定を受けている人には、新しい住所地で引き続き認定を受けるために受給資格証明書を発行します。

（６）要介護認定者の所得税等の障がい者控除

要介護認定者の人が障がい者または特別障がい者に準ずると認められた場合には、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。これにより、所得税や住民税に係る障がい者控除が受けられます。



8. 医療費制度

(1) 福祉医療費助成制度

《市民環境課 電話 22-6827》

下記の対象者に、医療費の助成を行っています。助成額は、保険診療の自己負担分の全額です。制度の利用には申請が必要です。

名 称	対 象 者	所得制限	対象医療	受給者証	助成方法
子ども医療費助成	0歳～小学校就学前まで（6歳に達した日以降の最初の3月31日）までの児童	なし	入院・外来	発行する 乳幼児	【県内の医療機関】 「マイナ保険証」「健康保険証」または「資格確認書」と一緒に受給者証を提示してください。 【県外の医療機関】 自己負担分を一旦支払い、市民環境課で払戻しの手続きをしてください。
	小学校1年生～18歳到達後の年度末までの児童			発行する 子ども	
母子家庭等医療費助成	・18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童 ・父母のいない18歳未満の児童	あり	入院・外来	発行する	【県内の医療機関】 「マイナ保険証」「健康保険証」または「資格確認書」と一緒に受給者証を提示してください。 【県外の医療機関】 自己負担分を一旦支払い、市民環境課で払戻しの手続きをしてください。
父子家庭医療費助成	・18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童	あり	入院・外来	発行する	
重度心身障害者医療費助成	・身体障害者手帳（1～3級）所持者 ・療育手帳（A1、A2、B1）所持者 ・精神保健福祉手帳（1、2級）所持者 ・戦傷病者手帳（特別項症から第4項症）の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	あり	入院・外来	発行する	【県外の医療機関】 自己負担分を一旦支払い、市民環境課で払戻しの手続きをしてください。

※ 住所・氏名・健康保険証が変更になったときは、手続きが必要です。ので、「受給者証」と、「マイナ保険証・健康保険証・資格確認書のいずれか」を持って市民環境課までお越しください。

(2)後期高齢者医療制度

《市民環境課 電話 22-6827》

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、老人保健制度に代わる新しい制度として平成20年4月に創設されました。75歳以上の人を対象と、一定の障がいがある65歳以上の人、安心して医療を受けられるようにするための、岐阜県内の全市町村によって組織された広域連合が運営する医療保険制度です。

岐阜県後期高齢者医療広域連合

所在地 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

電話 058-387-6368

ホームページ : <https://www.gikouiki.jp>

広域連合の役割	市町村の役割
被保険者資格の管理 保険料の賦課、保険証の交付 医療を受けたときの給付等	保険料の徴収 申請や届出等の窓口業務 保険証の引渡し・返還等

◎ 被保険者となる人

- ① 75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ② 65歳以上75歳未満の人で一定の障がいがある人（申請が必要）

広域連合の認定を受けた人は、加入中の国民健康保険や被用者保険を外れて、後期高齢者医療制度に加入します。

◎ 資格確認書

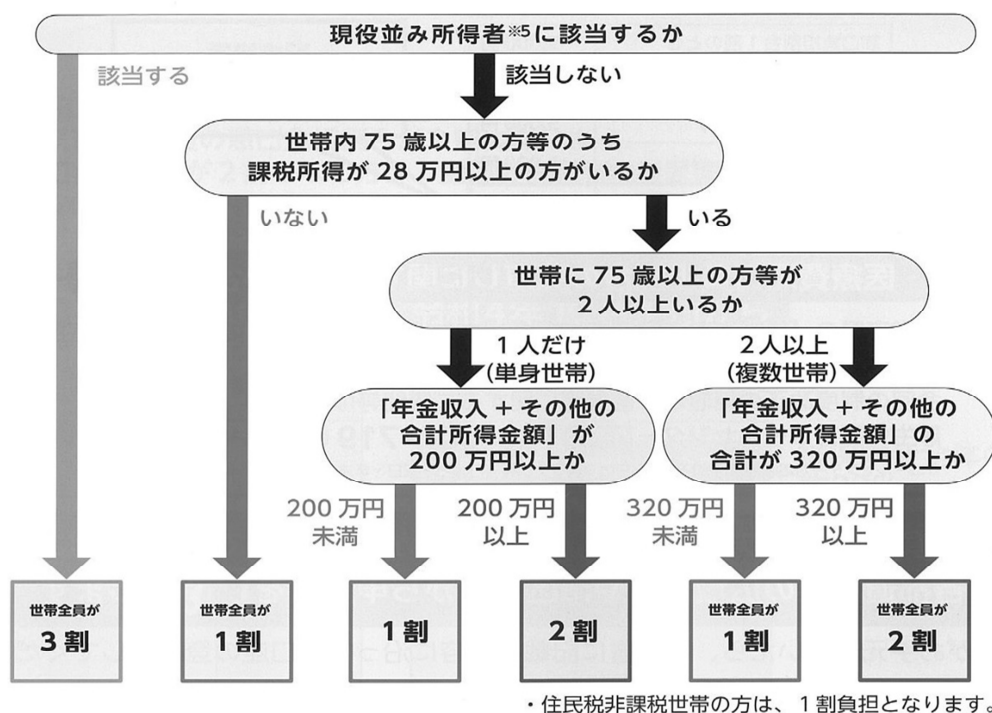
マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）の保有状況にかかわらず、はがきサイズの資格確認書を交付します。

◎ 医療機関で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合は、前年の所得をもとに世帯で判定し、8月から翌年7月まで適用します。

所得の区分	対象となる人	自己負担割合
現役並み所得者	●被保険者本人の住民税課税所得が145万円以上の人 ●同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる人 ※1※2	3割
一般Ⅱ	●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の人の課税所得が28万円以上 ^{※1} で以下に該当する人	2割
一般Ⅰ	●現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人	1割
区分Ⅱ	●世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰ以外の人	
区分Ⅰ	●世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（公的年金等の所得は控除額を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が0円となる人	

- ※1 前年12月31日現在、世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる被保険者には、「33万円×19歳未満の人数＋12万円×19歳以上19歳未満の人数」が調整控除額として適用されます。
- ※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯に属する被保険者の旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。



◎ 保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、岐阜県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。

保険料額は、被保険者1人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決められます（賦課限度額 80 万円）。

令和6・7年度の均等割額・所得割額	
均等割額（年額）	49,412 円
所得割額（年額）	賦課のもととなる所得金額※2×9.56%※3

所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が少なくなります。

○ 保険料の軽減

- 所得の少ない世帯の人は、世帯主および被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減（7割、5割、2割）されます。
- 加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合などの被用者保険の被扶養者であった人は所得割額の負担はなく、制度に加入後2年経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減となります。（所得が低い方に対する減免にも該当する場合はいずれか大きい軽減が適用されます。）

○ 保険料の納付方法

【特別徴収】 年額 18 万円以上の年金を受給されている人は、年金から天引きされます。介護保険料と合わせた保険料が、年金受給額の 1/2 を超える場合は、特別徴収となりません。

【普通徴収】 特別徴収以外の人は、市から送付する納付書や口座振替により納付してください。納付月は、7 月～翌年 3 月の年 9 回です。

◎ 入院したときの食事代等（入院時食事療養費、入院時居住費）

食費の標準負担額として 1 食あたり 510 円を自己負担します。また、療養病床に入院した場合は、居住費の標準負担額として、1 日あたり 370 円を自己負担します。

◎ 療養費

○ 医療費が高額になったとき（高額療養費）

1 か月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。該当する場合は初回のみ申請書が届きます。

○ 高額医療・高額介護合算制度（高額介護合算療養費）

同じ世帯で、後期高齢者医療と介護保険の自己負担がある場合に、1 年間に支払った自己負担を合算し、下記の限度額を超えた場合に、超えた分が支給されます。該当する場合は申請書が届きます。

○ あとから費用が支給される場合

次のような場合は、一旦費用を全額自己負担し、申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ・ やむを得ない理由で資格確認書を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関にかかったとき（海外渡航中に治療を受けたときを含みます。ただし、治療を目的とした渡航は含まれません。）
- ・ 医師が必要と認めた、手術等で輸血に用いた生血代やコルセット等の補装具代がかかったとき
- ・ 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき
- ・ 骨折やねんざ等で保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ 医師の指示による入院・転院等の移送に費用がかかったとき

◎ 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請により葬祭を行った人に葬祭費として、5 万円が支給されます。

◎ 健康診査

被保険者の健康保持・増進のため、後期高齢者健診（ぎふ・すこやか健診）および口腔健康診査（ぎふ・さわやか口腔健診）を実施します。

9. 困ったときは (各種相談)

相談名	相談内容	相談員等	問い合わせ先
行政相談	一般行政上の問題、苦情について	行政相談委員	市民環境課 22-6828
弁護士法律相談	金銭、土地、家屋、損害賠償等の法律一般について	弁護士	市民環境課 22-6828
消費生活相談	消費生活について	消費者相談員 市担当職員	市民環境課 22-6828
人権相談	人権侵害に関する問題について	人権擁護委員	福祉課 22-6837
福祉と人権相談	身近な生活上の問題や人権問題について	美里会館長	美里会館 27-2492
税務相談	税金について(内容によって相談先が異なります。)	岐阜北税務署	税務署 058-262-6131
		市担当職員	税務課 22-6822
ひとり親家庭、女性相談	ひとり親家庭での生活一般(就労、養育費など)の相談や女性が抱えている様々な悩みの相談について	女性相談員、市担当職員	子育て支援課 22-6839
子育て相談	子育てについて、思春期等について	保健師・栄養士・家庭児童相談員・市担当職員	こども家庭センター(子育て支援課) 22-6839
		児童厚生員	こどもげんきはうす 23-2323
		利用者支援専門職員	高富児童館 22-4750
		保育士	市内各保育園
乳幼児相談	乳幼児の発育・発達、育児について	保健師・栄養士	子育て支援課 22-6839
健康相談	心身の健康全般について	保健師	健康介護課 22-6838
障がい福祉相談	障がい認定、障がい福祉サービス全般について	障がい者相談員	福祉課 22-6837
		市担当職員	
生活何でも相談	司法書士が生活上の法的な相談を行います。	司法書士	山県市社会福祉協議会 23-1211
障がい福祉相談	日常生活上の相談、福祉サービスの情報提供、ピアカウンセリング、権利擁護、専門機関の紹介、専門的な相談支援を要する困難ケースの相談について	地域生活支援センターツリー	27-2461
		相談支援事業所WSBバイオ	27-0118
		ゆう	32-9200
		若者サポートnanaairoあおぞら	78-4778
		ふなぶせ	058-213-8811
		うかい	058-239-5838

心の相談	精神病、うつ病、認知症、ひきこもり等、心の病について	精神科医・保健師	健康介護課 22-6838
			岐阜県岐阜保健所 058-380-3004
高齢者総合相談	暮らしの中での心配ごと（虐待、権利擁護、成年後見制度）や介護予防全般について	保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士	山県市南部地域包括支援センター （高富・伊自良） 22-6886 山県市北部地域包括支援センター （美山） 52-3340
介護保険相談	介護認定、介護サービス等介護保険全般について	市担当職員	健康介護課 22-6838
		地域包括支援センター職員	山県市南部地域包括支援センター （高富・伊自良） 22-6886 山県市北部地域包括支援センター （美山） 52-3340
心配ごと相談・子ども相談	暮らしの中での心配ごとや、児童に関わる相談支援について	民生委員・児童委員・主任児童委員	福祉課 22-6837
教育相談	学業、進路、就学等について	教育相談員・生活相談員・教員	学校教育課 22-6844
			市内各学校
家庭教育支援	家庭での教育についての悩みや相談について	家庭教育支援員・家庭教育支援チーム	生涯学習課 22-6845
高齢者虐待	養護者、介護施設従事者等からの被害について	市担当職員	健康介護課 22-6838
DV相談	配偶者等からの暴力（DV）被害について	女性相談員・家庭児童相談員・市担当職員	子育て支援課 22-6839
ひきこもり支援	ひきこもりの相談・就労支援等について	保健師・社会福祉士・市社会福祉協議会職員	健康介護課 22-6838 福祉課 22-6837 山県市社会福祉協議会 23-1211

10. 主な公共施設・福祉施設等

● 市役所・救急・消防等

〈市役所・支所・出張所〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
山県市役所	501-2192	高木 1000-1	22-2111
伊自良支所	501-2121	大門 850-67 (伊自良コミュニティセンター内)	36-3301
美山支所	501-2321	谷合 1358-1 (いわ桜コミュニティセンター内)	55-3111
西武芸出張所	501-2259	岩佐 1177-1 (美山コミュニティセンター内)	52-3100

〈教育委員会〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
教育委員会	501-2192	高木 1000-1	22-6844
教育センター	501-2192	高木 1000-1	32-9311
こどもサポートセンター	501-2192	高木 1000-1	32-9311

〈警察・消防〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
山県警察署	501-2105	高富 2383-1	22-0110
美山駐在所	501-2321	谷合 1231-1	55-2002
伊自良駐在所	501-2121	大門 912-2	36-3353
西武芸駐在所	501-2259	岩佐 53-1	52-1110
乾駐在所	501-2254	出戸 228-2	53-2050
岐阜市消防本部 山県消防署	501-2113	高木 1291-2	22-0119
山県消防署 美山分署	501-2314	笹賀 70-1	55-2119

〈市関連施設〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
福祉事務所	501-2192	高木 1000-1	22-6837
クリーンセンター	501-2321	谷合 2457	55-2202
不燃ゴミ・粗大ゴミ受付センター			23-0108
高富児童館	501-2105	高富 1276-2	22-4750

こどもげんきはうす	501-2192	高木 1000-1	23-2323
ピッコロ療育センター	501-2104	東深瀬 156	22-3129
高富老人福祉センター	501-2114	佐賀 588-2	22-3351
伊自良老人福祉センター	501-2121	大門 850-67（伊自良コミュニティセンター内）	22-6837
美山老人福祉センター	501-2259	岩佐 1177-1	22-6837

●コミュニティ施設
〈公民館・多目的センター〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
高富コミュニティセンター	501-2114	佐賀 588-2	22-3351
伊自良コミュニティセンター	501-2121	大門 850-67	36-3355
美山コミュニティセンター	501-2259	岩佐 1177-1	52-1106
いわ桜コミュニティセンター	501-2321	谷合 1358-1	55-3111
高富中央公民館	501-2114	佐賀 588-2（高富コミュニティセンター内）	22-3351
伊自良中央公民館	501-2121	大門 850-67（伊自良コミュニティセンター内）	36-3355
美山中央公民館	501-2259	岩佐 1177-1（美山コミュニティセンター内）	52-1106
高富公民館	501-2105	高富 1275-1	22-5510
富岡公民館	501-2112	西深瀬 1113-1	22-3209
梅原公民館	501-2115	梅原 1522-3	22-2099
桜尾公民館	501-2102	伊佐美 829-3	27-2818
大桑公民館	501-2101	大桑 2406-1	27-3425
谷合公民館	501-2321	谷合 1250-1	55-3008
北山公民館	501-2301	神崎 114-1	54-2211
葛原公民館	501-2331	葛原 4517	55-2112
北武芸公民館	501-2314	笹賀 11	55-2748
乾公民館	501-2254	出戸 235-1	53-2111
富波公民館	501-2257	富永 566-2-2	52-1004
西武芸公民館	501-2259	岩佐 213-1	52-1101
柿野交流センター	501-2251	柿野 1371	

●福祉施設等

〈障害者支援施設〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
障害者支援施設 岐阜県立三光園	501-2101	大桑 3606	27-3300
障害者支援施設 岐阜県立幸報苑	501-2101	大桑 3606	27-3508
障害者支援施設 あしたの会自然の家	501-2101	大桑 3512-1	27-0030
障害者支援施設 伊自良苑	501-2122	藤倉 84	36-2175
障害者支援施設 生活の家桜美寮	501-2122	藤倉 105-1	36-2011
青空	501-2122	藤倉 400-1	78-4778
同朋会ケアホーム	501-2122	藤倉 84	36-2175
共同生活支援センターウッズ	501-2101	大桑 3512-1	27-2750

〈児童養護施設〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
児童養護施設 若松学園	501-2101	大桑 2358-2	27-3148

〈養護老人ホーム〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
養護老人ホーム 美山荘	501-2314	笹賀 901	55-2110

〈隣保館〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
美里会館	501-2105	高富 1285-1	27-2492

〈老人福祉施設〉

名 称	サービス種類	郵便番号	所在地	電話番号
椿野苑	介護老人福祉施設	501-2101	大桑 3615-1	22-6001
	ショートステイ			22-6002
	デイサービス			
香り会館通所事業所	デイサービス	501-2101	大桑 726-1	22-5400
しゃくなげ	小規模多機能型居宅介護	501-2104	東深瀬 505-1	22-5911
ききょう	グループホーム	501-2104	東深瀬 505-2	22-5617
きぼう	デイサービス	501-2104	東深瀬 585	22-5151

オレンジヒルズ やまがた	介護老人福祉施設	501-2113	高木 1367-1	32-9501
	ショートステイ			
	デイサービス		高木 1360-2	32-9600
	グループホーム			
	ショートステイ			
ふれあい	デイサービス	501-2113	高木 933	23-2030
やすらぎ	デイサービス	501-2259	岩佐 1177-1	52-2800
ほほえみ	デイサービス	501-2321	谷合 1349-1	56-0056
花水木	デイサービス	501-2115	梅原 1495-1	27-0367
山県グリーンポ ート	介護老人福祉施設	501-2121	大門 773	36-2800
	デイケア			
山県グリーンビ レッジ	介護老人福祉施設	501-2121	大門 803	36-1050
	ショートステイ			
桜美寮	デイサービス	501-2122	藤倉 105-1	36-2012
あい	デイサービス	501-2122	藤倉 576-152	36-3466
大善	デイサービス	501-2114	佐賀 808-1	78-4399
虹の里伊自良	グループホーム	501-2134	松尾 344-5	36-1020
みやまの里	グループホーム	501-2257	富永 754-5	52-3988

〈就労継続支援施設〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
株式会社WSBバイオ	501-2115	梅原 1448	27-0118
ひなたぼっこ園	501-2124	小倉 626-4	36-2260
ウェルピア山県	501-2115	梅原 2660-1	32-9199
ワークス伊自良	501-2123	大森 145	36-2400
Pasito lodge	501-2122	藤倉 403	78-4778

〈放課後等デイサービス〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
ピッコロ療育センター	501-2104	東深瀬 156	22-3129
ゆう	501-2105	高富 642-1	32-9200
みんなの家	501-2105	高富 167-10	058-237-3921
キッズウェイブ	501-2104	東深瀬 139-2	32-9797

〈その他福祉施設〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	501-2104	東深瀬 696-1	23-1211
公益社団法人 山県市シルバー人材センター	501-2114	佐賀 588-2	23-0200

● 保育園・幼稚園・学校

〈保育園〉

P18の（9）保育園の欄をご覧ください。

〈幼稚園〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
私立はなその北幼稚園	501-2105	高富 2813-46	22-5656

〈小学校〉

山県市立高富小学校	501-2105	高富 1079	22-1066
// 富岡小学校	501-2104	東深瀬 29-1	22-1050
// 梅原小学校	501-2115	梅原 1534	22-1068
// 桜尾小学校	501-2102	伊佐美 726	27-2101
// 大桑小学校	501-2101	大桑 2382-1	27-2151
// 伊自良南小学校	501-2123	大森 540-2	36-3014
// 伊自良北小学校	501-2132	掛 217	36-3352
// 美山小学校	501-2259	岩佐 763	52-1140
// いわ桜小学校	501-2321	谷合 1157-2	55-2050

〈中学校〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
山県市立高富中学校	501-2105	高富 2845-1	22-1063
// 伊自良中学校	501-2121	大門 954-1	36-3351
// 美山中学校	501-2257	富永 64	52-1213

〈高等学校〉

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜県立山県高等学校	501-2258	中洞 44-1	52-1551

● 文化・スポーツ・レクリエーション・特産品直売施設

	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
文 化	図書館・美術館・歴史民俗資料館	501-2121	大門 850-65	36-3339
	高富コミュニティセンター 図書室	501-2114	佐賀 588-2	22-3351
	文化の里古田紹欽記念館	501-2125	洞田 127-131	36-1023
	文化の里花咲きホール	501-2125	洞田 127-135	36-2323
ス ポ ー ツ	総合運動場（総合体育館）	501-2113	高木 1675	22-6622
	伊自良総合運動公園	501-2125	洞田 127-67	
	美山総合運動場	501-2315	田栗 899	
	大桜グラウンド	501-2101	大桑 2731-1	
	梅原スポーツランド	501-2115	梅原 2645-1	
	葛原運動場	501-2331	葛原 4493-3	
	谷合運動場	501-2321	谷合 1029-1	
	美山テニスコート	501-2321	谷合 1038	
	富波運動場・富波体育館	501-2257	富永 495-1	
	乾運動場・乾体育館	501-2254	出戸 191-2	
公 園 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン ・ 観 光 施 設	四国山香りの森公園	501-2101	大桑 765	
	香り会館	501-2101	大桑 726-1	22-5400
	ティーハウスハーブレンド	501-2101	大桑 726-1	27-3944
	おおが城山公園	501-2101	大桑 3654	
	伊自良ふれあい・さわやかドーム	501-2121	大門 850-71	
	伊自良フラワーパークすいげん	501-2131	平井 717-7	
	ハリヨ公園	501-2123	大森 202	
	グリーンプラザみやま コテージ村	501-2303	片原 180-6	55-2615
	グリーンプラザキャンプ場	501-2303	片原 134	55-3141
	あいの森山の家	501-2301	神崎 785-2	
	みやまの森	501-2257	富永 1111-1	
	観光案内所	501-2321	谷合 1356-1	32-9015

直 売 施 設	ふれあいバザール	501-2255	船越 416-13	53-2125
	伊自良農産物直売所 (ラブレイク)	501-2135	長滝 25-1	78-4008
	しゃくなげの里	501-2125	洞田 127-131	
	てんこもり農産物直売所	501-2124	小倉 755-2	36-2663

●一部事務組合等

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
岐北衛生施設利用組合	501-2259	岩佐 1786	52-1348
岐北斎苑	501-2607	関市武芸川町宇多院 875-1	0575-46-3912

山県市保健福祉関係計画スローガン等一覧

(掲載順不同)

地域福祉推進計画・地域福祉活動計画・障がい者計画

支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせるまち

健康増進計画 健康山県21

笑顔あふれるまち・健「幸」やまがた

こども計画

みんなでつくる「山県市こどもまんなか社会」

高齢者福祉計画

みんなでつくる 安心してくらせるまち

山縣市地域福祉推進キャラクター



つなぎあわせ

さまざまな“絆”が地域を支える基盤となっています。
地域に暮らす人と人。大人と子ども。若者とお年寄り・・・
このキャラクター「つなぎあわせ」には
2つのものをつなぐ橋渡しとなってほしい！
そんな思いが込められています。
誰もが「ずっと山縣市に住みたい！」と思える地域を目指して、
山縣市は、みなさんと

ふくしのまちづくりを進めていきます。

「山縣市福祉べんり帳」

発行・編集 山縣市福祉課(代表)
〒501-2192
岐阜県山縣市高木 1000-1
電話 (直通) 0581-22-6837
(代表) 0581-22-2111
FAX (直通) 0581-22-6850
ホームページ：<https://www.city.yamagata.gifu.jp/>
e-mail：fukushi@city.gifu-yamagata.lg.jp